

国立大学法人和歌山大学教職員給与規程

制 定 平成16年 4月 1日

法人和歌山大学規程 第 36号

最終改正 令和 6年 3月26日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第33条の規定に基づき、教職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 教職員の給与は、俸給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に掲げる区分により支給する。

- (1) 俸給には、俸給の調整額及び教職調整額を含む。
- (2) 諸手当は、管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、主幹教諭手当、地域手当、広域異動手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、教員特殊業務手当、教育実習等指導手当、多学年学級担当手当、教育業務連絡指導手当、入試手当、事業実施手当、超過勤務手当、休日手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の支払)

第3条 給与は、教職員に、通貨で直接その全額を支払う。ただし、教職員の同意を得た場合には、給与はその指定する金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条第1項ただし書に基づく協定による場合は、給与から法令又は協定に定められる金額を控除して支払う。
- 3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

(給与の支給)

第4条 俸給は、毎月1回、その月の月額を全額を支給する。俸給の支給定日は、毎月17日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給定日とする。

- (1) 17日が日曜日に当たるとき 15日
- (2) 17日が土曜日に当たるとき 16日
- (3) 17日が休日（日曜日及び土曜日を除く。）に当たるとき 18日

- 2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

第5条 新たに教職員となった者には、その日から俸給を支給する。俸給の月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

- 2 教職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの俸給を支給する。
- 3 教職員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により、俸給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その月の現日数から国立大学法人和歌山大学教職員勤務時間及び休暇等規程（以下「勤務

教職員給与規程

時間等規程」という。)第9条に規定する休日のうち第1号又は第2号に規定する休日(ただし、その日に勤務を命じられ、勤務時間等規程第10条の規定により振り替えられ若しくはその代休とされた場合は、当該振替日若しくは代休日)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

- 5 前項の規定は、月の途中において次の各号のいずれかに該当する場合について準用する。
 - (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
 - (2) 国立大学法人和歌山大学教職員育児休業等細則第3条及び第10条により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
 - (3) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合
 - (4) 自己啓発等休業(国立大学法人和歌山大学自己啓発等休業細則第2条第3項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。)を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合
 - (5) 配偶者同行休業(国立大学法人和歌山大学教職員配偶者同行休業細則第2条第2項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合
- 6 管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、主幹教諭手当、地域手当及び広域異動手当は、俸給の支給に準じて支給する。ただし、管理職手当及び主幹教諭手当は、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(給与規程第34条第1項の場合を除く。)は支給することができない。
- 7 扶養手当、住居手当及び単身赴任手当は、俸給の支給に準じて支給する。ただし、給与の支給定日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 8 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月に俸給の支給に準じて支給する。ただし、次の各号に該当するものは、この限りでない。
 - (1) 俸給の支給定日までに給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給できないときは、その日後に支給することができる。
 - (2) 教職員が、出張、休暇、欠勤等により、支給単位期間に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間に係る通勤手当は支給することができない。
- 9 教員特殊業務手当、教育実習等指導手当、多学年学級担当手当、教育業務連絡指導手当、入試手当、事業実施手当、超過勤務手当、休日手当及び管理教職員特別勤務手当は、当月分を翌月の給与の支給定日に支給する。
(端数の処理)

第6条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 俸給

(俸給月額)

第7条 俸給月額は、次条の俸給表に定める級及び号俸に基づくものとする。

(俸給表の種類)

第8条 俸給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般職俸給表（別表第1）
 - イ 一般職俸給表（一）
 - ロ 一般職俸給表（二）
- (2) 教育職俸給表（別表第2）
 - イ 教育職俸給表（一）
 - ロ 教育職俸給表（二）
 - ハ 教育職俸給表（三）
- (3) 医療職俸給表（別表第3）
 - イ 医療職俸給表（一）
 - ロ 医療職俸給表（二）

2 教職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級に分類する。

（初任給）

第9条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の教職員との均衡を考慮して決定する。

（昇格）

第10条 従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。

（降格）

第11条 就業規則第34条の2又は第36条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

（昇給）

第12条 教職員の昇給は、1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により教職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号俸数を4号俸（一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものにあつては、3号俸）とすることを標準とする基準に従い決定するものとする。

3 55歳（一般職俸給表（二）の適用を受ける職員にあつては、57歳）を超える教職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が「極めて良好」又は「特に良好」である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて学長が定める基準に従い決定するものとする。

4 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 教職員の昇給は、予算の範囲内で行うこととする。

（俸給の調整額）

第13条 俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の重度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、適正な調整を行う。

2 前項の規定により俸給の調整を行う職は、別表第4の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の教職員欄に掲げる教職員の占める職とする。

教職員給与規程

- 3 教職員の俸給の調整額は、当該教職員に適用される俸給表及び職務の級に応じて別表第5に掲げる調整基本額（その額が俸給月額 100 分の 4.5 を超えるときは、俸給月額 100 分の 4.5 に相当する額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額（別表第5の2に掲げる額）とする。）にその者に係る別表第4の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

（教職調整額）

- 第14条 義務教育を担当する教員の職務と勤務態様の特殊性を考慮し、教育学部附属小学校（以下「小学校」という。）、教育学部附属中学校（以下「中学校」という。）又は教育学部附属特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）に所属する職員のうちその職務の級が教育職俸給表（二）又は教育職俸給表（三）の2級又は1級である者には、その者の俸給月額 100 分の 4 に相当する額を教職調整額として支給する。

第3章 諸手当

（管理職手当）

- 第15条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職を占める教職員（以下「管理教職員」という。）に支給する。

- 2 前項の管理教職員の範囲については、別表第6に掲げる職にある者とし、管理職手当の月額は、同表に定める職に応じた額とする。この場合において、同一の者が同表の職名欄に掲げる職を複数占めるときは、いずれか高い方の額を支給する。

（初任給調整手当）

- 第16条 キャンパスライフ・健康支援センターに勤務する教員（教育職俸給表（一）の適用を受ける教員であって、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）には、採用等の日以後の期間に応じて、別表第7に定める額を、初任給調整手当として支給する。

（義務教育等教員特別手当）

- 第17条 小学校、中学校又は特別支援学校（以下「附属学校」という。）に勤務する教員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、その者の受ける号俸に対応する別表第8に掲げる額とする。

（主幹教諭手当）

- 第17条の2 主幹教諭手当は、附属学校の主幹教諭に支給する。

- 2 主幹教諭手当の月額は、 $18,000$ 円とする。

（地域手当）

- 第18条 地域手当は、地域の民間の賃金水準を基礎とし、地域における物価等を考慮して、和歌山県和歌山市に在住する事業所に勤務する教職員に支給する。

- 2 地域手当の月額は、俸給、管理職手当、主幹教諭手当及び扶養手当の月額合計額に 100 分の 6 を乗じて得た額とする。

- 3 第1項に規定する教職員が、その勤務する地域を異にして異動した場合（引き続き 6 か月を超えて勤務していた場合に限る。）において、同項に掲げる地域に該当しないこととなるときは、当該教職員には、同項の規定にかかわらず当該異動の日から 2 年を経過する

までの間、次の各号に掲げる地域手当を支給する。

(1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間

異動前の支給割合による地域手当

(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く）

異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合の地域手当

4 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）（以下「給与法」という。）の適用を受ける国家公務員又は他の国立大学法人等の教職員その他これに準ずると本学が認めるもの（以下「給与法適用者等」という。）であった者が、引き続き教職員となった場合において、採用の事情を考慮して、給与法に準じて地域手当を支給する。

5 本学が給与法適用者等の出向を受け入れた場合に、出向元機関との協定により当該出向教職員の地域手当について別段の定めをした場合は、前項の規定にかかわらず、当該協定に定める地域手当を支給する。

（広域異動手当）

第18条の2 教職員がその在勤する事業所を異にして異動した場合又は教職員の在勤する事業所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき算定した事業所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた事業所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事業所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事業所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事業所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と事業所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事業所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合を含む。）は、当該教職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、管理職手当、主幹教諭手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る事業所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事業所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。

(1) 300キロメートル以上 100分の10

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる教職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 給与法適用者等であった者から引き続き俸給表の適用を受ける教職員となった者又は異動等に準ずるものがあつた教職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものに

教職員給与規程

は、給与法に準じて、広域異動手当を支給する。

- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる教職員が、前条の規定により地域手当を支給される教職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

(扶養手当)

第19条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものに対しては、支給しない。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものにあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(住居手当)

第20条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員
- (2) 第22条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるもの

2 住居手当の月額額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する教職員にあつては、当該各号に定める額の合計額）とする。

- (1) 前項第1号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

- イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
- ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
- (2) 前項第2号に掲げる教職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
(通勤手当)

第21条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間につき、一般職の国家公務員の例により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
 - (2) 前項2号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額
 - イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である教職員 2,000円
 - ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である教職員 4,200円
 - ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員 7,

教職員給与規程

100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員 12,900円

へ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員 15,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である教職員 18,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である教職員 21,600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である教職員 24,400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である教職員 26,200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である教職員 28,000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である教職員 29,800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である教職員 31,600円

(3) 前項第3号に掲げる教職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して、前2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、所在する地域を異にする事業所に勤務することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった教職員のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、その者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの特別料金等2

分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 前項の規定は、給与法適用者等であった者から引き続き教職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当する住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするものその他前項の規定による通勤手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものの通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月に支給する。
- 6 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮した額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位とした期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。

(単身赴任手当)

第22条 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居から当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務地に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円に、次の各号に掲げる教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

- (1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 8,000円
- (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 16,000円
- (3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 24,000円
- (4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 32,000円
- (5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 40,000円
- (6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 46,000円
- (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 52,000円
- (8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 58,000円
- (9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 64,000円
- (10) 2,500キロメートル以上 70,000円

3 給与法適用者等であった者から引き続き教職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員又は採用に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員のうち、その採用にあたって特別な採用上の

教職員給与規程

事情があると認められる教職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(教員特殊業務手当)

第23条 教員特殊業務手当は、附属学校に所属する教員で職務の級が教育職俸給表(二)又は教育職俸給表(三)の2級又は1級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると認める程度に及ぶときに支給する。

(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの

- イ 非常災害時における児童(幼児を含む。以下この項において同じ。)若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務
- ロ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務
- ハ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

(2) 修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの

(3) 対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は労働時間等規程第9条に規定する休日(次号及び第5号において「休日」という。)に行うもの

(4) 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で休日に行うもの

(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、業務の区分に応じて次の各号に定める額とする。

(1) 前項第1号イの業務 8,000円(被害が特に甚大な非常災害の際に、心身に著しい負担を与えると認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)

(2) 前項第1号ロ及びハの業務 7,500円

(3) 前項第2号及び第3号の業務 5,100円

(4) 前項第4号の業務 2,700円

(5) 前項第5号の業務 900円

(教育実習等指導手当)

第24条 教育実習等指導手当は、附属学校に所属する教員が、教育学部の計画に基づく学生の教育実習の指導業務又はこれに準ずると認めた業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき720円とする。

(多学年学級担当手当)

第25条 多学年学級担当は、小学校の2以上の学年の児童で編成されている学級を担当する教諭で次に掲げる者以外の者が当該学級における授業又は指導に従事したときに支給する。

(1) 2以上の学年の児童で編成されている学級における担当時間数がその者の担当授業時間数の2分の1に満たない者

(2) 2以上の学年の児童で編成されている学級における担当授業時間数が1週間につき12時間に満たない者

2 前項の手当の額は、授業又は指導に従事した日1日につき290円とする。

(教育業務連絡指導手当)

第26条 教育業務連絡指導手当は、附属学校に置かれる主任等で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるものでその職務が困難であるとして次の各号に定めるものの職務を担当する教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。

(1) 小学校 教務主任、学年主任、研究主任及び教育実習主任

(2) 中学校 教務主任、学年主任、生徒指導主事、研究主任及び教育実習主任

(3) 特別支援学校 教務主任、生徒指導主事、高等部進路指導主事、研究主任及び教育実習主任

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき200円とする。

(入試手当)

第26条の2 入試手当は、教育職俸給表(一)の適用を受ける教員が学部及び学部等連係課程実施組織(以下「学環」という。)並びに大学院の入学試験の問題作成、採点等の入学試験関連業務を行ったときに支給する。ただし、第15条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教員には支給しない。

2 前項の手当の額は、別表第8の2に掲げる業務の区分に応じ、当該別表に定める額とする。

(超過勤務手当)

第27条 勤務時間等規程第7条の規定により所定の勤務時間以外の時間(次条の規定により休日手当が支給されることとなる日を除く。)に勤務することを命じられた教職員には、同規程第3条に規定する所定の勤務時間以上の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第5項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125(その勤務が深夜において行われた場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

2 勤務時間等規程第7条の規定により所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間以外の時間に勤務した時間(以下この項及び次項並びに次条第2項において「超過勤務に従事した時間」という。)及び勤務時間等規程第9条に規定する休日(同規程第10条の規定により休日が振り替えられ又は代休となった日を含む。)において勤務した時間(勤務時間等規程第9条第2項に規定する法定休日に勤務した時間を除く。以下次条第2項及び第3項において「休日勤務に従事した時間」という。)の合計が1箇月について60時間を超えた教職員には、その60時間を超えて超過勤務に従事した時間の全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、前項に規定する割合に100分の25を加算した割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

3 勤務時間等規程第21条の2に規定する代替休暇を指定された場合において、当該代替休暇に教職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて超過勤務に従事した時間の全時数のうち当該代替休暇の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、前項の規定は適用しない。

4 前3項の規定にかかわらず、第15条の規定に基づき管理職手当を支給される教職員に

教職員給与規程

は、超過勤務手当を支給しない。

- 5 第1項及び第2項に規定する勤務時間1時間につき支給する額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。
- 6 第1項及び第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び主幹教諭手当の月額の合計額を1か月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。
- 7 第1項から第3項、第5項及び第6項の規定によるもののほか、当該勤務が、教員特殊業務手当、教育実習等指導手当、多学年学級担当手当又は教育業務連絡指導手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を1日の所定勤務時間数で除した額)に第1項及び第3項に定める割合を乗じて得た額を加算するものとする。この場合、端数については、第5項の規定を準用する。

(休日手当)

第28条 勤務時間等規程第9条に規定する休日において、勤務時間等規程第7条の規定により所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた教職員には、勤務を命じられた全時間に対して、勤務1時間につき、前条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜において行われた場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を休日手当として支給する。

- 2 超過勤務に従事した時間及び休日勤務に従事した時間の合計が1箇月について60時間を超えた教職員には、その60時間を超えて休日勤務に従事した時間の全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、前項に掲げる割合に100分の25を加算した割合を乗じて得た額を休日手当として支給する。
- 3 勤務時間等規程第21条の2に規定する代替休暇を指定された場合において、当該代替休暇に教職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて休日勤務に従事した時間の全時間のうち当該代替休暇の指定に代えられた休日手当の支給に係る時数に対しては、前項の規定は適用しない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、第15条の規定に基づき管理職手当を支給される教職員には、休日手当を支給しない。
- 5 前条第5項の規定は、第1項及び第2項の手当額の算出に準用する。
- 6 第1項から第3項及び第5項の規定によるもののほか、当該勤務が、教員特殊業務手当、教育実習等指導手当、多学年学級担当手当又は教育業務連絡指導手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を1日の所定勤務時間数で除した額)に100分の135(その勤務が深夜において行われた場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を加算するものとする。この場合、端数については、第5項の規定を準用する。

(管理教職員特別勤務手当)

第29条 管理教職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間等規定第9条に規定する休日(同規程第10条の規定により休日が振り替えられ又は代休とな

った日を含む。次項において「休日等」という。)に勤務した場合は、当該教職員には管理教職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理教職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該教職員には管理教職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理教職員特別勤務手当の額は、第1項の規定による勤務1回につき別表第9に、前項の規定による勤務1回につき別表第9の2に定める額とする。
- 4 第1項の勤務をした後、引き続いて第2項の勤務をした管理教職員には、その引き続く勤務に係る同項の規程による管理教職員特別勤務手当は支給しない。

(期末手当)

第30条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対して、支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第36条第4号により解雇され、又は死亡した教職員についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額(管理職手当の支給区分がI種の教職員(以下「特定幹部教職員」という。)にあつては、100分の102.5を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた別表第10に定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。附則第5項第5号において同じ。)において教職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 4 職務上の役職段階、職務の級等を考慮して別表第11で定める教職員にあつては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の区分に応じた加算割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 5 管理又は監督の地位にある教職員にあつては、第3項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給月額に別表第12で定める教職員の区分に応じた割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

(勤勉手当)

第31条 勤勉手当は、基準日に在職する教職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給する。基準日前1か月以内に退職し若しくは就業規則第36条第4号により解雇され、又は死亡した教職員(休職にされている教職員等を除く。)についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教職員の勤務成績に応じて、100分の205(特定幹部教職員にあつては、100分の245)を超えない範囲内で決定する成績率及び基準日以前6か月以内の期間における教職員の勤務期間に応じた別表第13に定める期間率を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、教職員の勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれ基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項及び附則第5項第6号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に、100分の102.5(特定幹部

教職員給与規程

教職員にあっては、100分の122.5)を乗じて得た額の総額を超えないものとする。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教職員が受けるべき俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

4 第30条第4項及び第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。

(事業実施手当)

第32条 前条までに規定する場合のほか、本学が実施する収益を伴う事業または他の機関から実施を委託された事業に基づく業務に従事したときは、事業実施手当を支給することができる。

2 前項の手当の額は、事業毎に収益または委託経費の範囲内で別に定める。

第4章 給与の特例等

(休職者の給与)

第33条 教職員が業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）（以下「労災保険法」という。）第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ）により、負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第13条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額（労災保険法第14条による休業補償給付又は同法第22条の2による休業給付を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。

2 教職員が結核性疾患にかかり就業規則第13条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当（以下「俸給等」という。）のそれぞれ100分の80を支給することができる。ただし、就業規則第14条第2項の規定による休職の期間にあっては、その期間中、給与の全額を支給する。

3 教職員が前2項以外の就業規則第13条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給等のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 教職員が就業規則第13条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 教職員が就業規則第13条第1項第3号に掲げる事由に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給等のそれぞれ100分の70以内（業務上の災害若しくは通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内）を支給することができる。

6 教職員が就業規則第13条第1項第4号に掲げる事由に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給等のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

7 教職員が就業規則第13条第1項第6号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の100以内を支給することができる。

8 就業規則第13条の規定により休職にされた教職員には、他の法律に別段の定めがない限り、前7項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

9 第2項、第3項、第5項又は第6項に規定する教職員が、当該各号に規定する期間内で第30条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第36条第4

号により解雇され、又は死亡したときは、同項の規定により、第4条第2項に規定する支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。

(給与の減額)

第34条 教職員が勤務しないときは、勤務時間等規程第21条の2に規定する代替休暇である場合、勤務時間等規程第9条に規定する休日である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき、特に承認のあった場合を除き、次項に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

2 前項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給月額、俸給の調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に1.2を乗じ、その額を1週間の所定勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額とする。この場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

第35条 前条の規定による場合のほか、教職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者である教職員のうち、他の教職員に感染のおそれが高いと認められる教職員についてやむを得ないと認める場合に限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（結核性疾患にあつては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。

2 俸給の半額を減ぜられた場合における地域手当、広域異動手当、期末手当及び勤勉手当の算定の基礎となる俸給の月額は、当該半減後の額とする。

(混合給与が適用される教職員の給与の減額)

第36条 混合給与が適用される教職員が所定の業務を勤務しないときは、俸給、地域手当、広域異動手当、期末手当及び勤勉手当に、教職員がその勤務をしない業務に応じた割合を乗じて得た額を減額して支給し、その他の手当は混合給与の相手方との協議により調整する。

第5章 規則の実施

(雑則)

第37条 教職員の給与に関しては、本規程に定めるもののほか、本規程に関する運用・解釈等については、必要に応じ、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、本規程の別表第1から第6に定める俸給表の月額及び手当の額は国家公務員の例に準拠するものとし、改訂があつた場合は、それらの改訂についても同様とする。
- 3 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条に規定する教職員のうち、大学の成立する日（以下「成立日」という。）において引き続き大学の教職員となつた者（以下「承継職員」という。）であつて、成立日の前日において和歌山大学長から給与法第11条（扶養手当）、第11条の9（住居手当）、第12条（通勤手当）又は第12条の2（単身赴任手当）に規定する手当の認定を受けている者が、成立日においても成立日の前日と同

教職員給与規程

様の当該認定を受けるに足りる各々の支給要件に該当しているときは、その者に対する当該手当の支給に関しては、成立日において第19条（扶養手当）、第20条（住居手当）、第21条（通勤手当）又は第22条（単身赴任手当）の規定による認定があったものとみなす。

4 成立日に退職し、同日に、国立大学法人和歌山大学教職員退職手当規程第11条に規定する国等の機関又は同規程第12条に規定する他の国立大学法人等に採用される者については、第5条第2項の規定にかかわらず、退職の日の俸給は支給しない。

5 平成30年3月31日までの間、教職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定教職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教職員となった場合にあっては、特定教職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 俸給月額 当該特定教職員の俸給月額（当該特定教職員が第35条第1項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定教職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定教職員の属する職務の級における最低号俸の俸給月額（当該特定教職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項、附則第7項及び第8項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定教職員の俸給月額から当該特定教職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この項及び附則第7項において「俸給月額減額基礎額」という。））

(2) 管理職手当 当該特定教職員の管理職手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額

(3) 地域手当 当該特定教職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

(4) 広域異動手当 当該特定教職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）

(5) 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定教職員が受けるべき俸給月額並びに俸給月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第30条第4項及び第5項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に第30条第4項に定める割合を乗じて得た額を加算した額、及び、俸給月額に同条第5項に定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同条第2項に規定する各支給月における支給割合（この号において「期別支給割合」という。）を乗じて得た額に、同項に定めるその者の在職期間に応じた別表第10に定める割合（この号において「在職期間率割合」という。）を

乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びに俸給月額減額基礎額に対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額（同条第4項及び第5項の規定の適用を受ける教職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に第30条第4項に定める割合を乗じて得た額を加算した額、及び、俸給月額に同条第5項に定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、期別支給割合を乗じて得た額に、在職期間率割合を乗じて得た額）

- (6) 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定教職員が受けるべき俸給月額並びに俸給月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額（第31条第4項において準用する第30条第4項及び第5項の規定の適用を受ける教職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に第30条第4項に定める割合を乗じて得た額を加算した額、及び、俸給月額に第30条第5項に定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第8項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定教職員に支給される勤勉手当に係る第31条第2項に規定する成績率（以下この号において「成績率」という。）及び同項に定めるその者の在職期間に応じた別表第13に定める割合（この号において「期間率」という。）を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びに俸給月額減額基礎額に対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額（同条第4項において準用する第30条第4項及び第5項の規定の適用を受ける教職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に第30条第4項に定める割合を乗じて得た額を加算した額、及び、俸給月額に第30条第5項に定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第8項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、成績率及び期間率を乗じて得た額）
- (7) 第33条第1項から第7項まで又は第9項の規定により支給される給与 当該特定教職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 第33条第1項 前各号に定める額
 - ロ 第33条第2項又は第3項 第1号及び第3号から第5号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ハ 第33条第4項 第1号、第3号及び第4号に定める額に、同項の規定により当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ニ 第23条第5項、第6項又は第7項 第1号及び第3号から第5号までに定める額に、同項の規定により当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ホ 第33条第9項 第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項、第6項又は第7項の規定により給与の支給を受ける教職員にあつては、同項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

俸給表	職務の級
一般職俸給表（一）	6級
教育職俸給表（一）	5級
教育職俸給表（二）	3級
教育職俸給表（三）	3級

教職員給与規程

医療職俸給表（一）	6級
医療職俸給表（二）	6級

- 6 前項に規定するもののほか、特定教職員以外の者が月の初日以外の日に特定教職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、国家公務員の例に準ずる。
- 7 附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第27条、第28条及び第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、各条の規定にかかわらず、各条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 8 附則第5項の規定が適用される間、第31条第2項後段に定める額は、同項後段の規定にかかわらず、同項後段の規定により算出した額から、同項後段に掲げる教職員で附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合においては100分の1.275（特定幹部教職員にあっては100分の1.575）、12月に支給する場合においては100分の1.425（特定幹部教職員にあっては100分の1.725）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給する場合においては100分の85（特定幹部教職員にあっては100分の105）、12月に支給する場合においては100分の95（特定幹部教職員にあっては100分の115）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。
- 9 当分の間、第36条の規定による別段の定めのない場合においては、給与法、人事院規則及び給与関係通知（以下「給与関係法令等」という。）（給与関係法令等に規定のない場合においては、この規程の施行の日の前日における給与関係法令等）の例に準じて実施するものとする。

附 則（平成16年8月26日一部改正：法人和歌山大学規程第329号）

この改正規程は、平成16年8月26日から施行する。

附 則（平成17年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第437号）

この改正規程は、平成17年6月23日から施行する。

附 則（平成17年7月22日一部改正：法人和歌山大学規程第442号）

この改正規程は、平成17年7月22日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成17年11月29日一部改正：法人和歌山大学規程第461号）

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において国立大学法人和歌山大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）別表第1から別表第4までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額（給与規程別表第2口の備考（二）又はハの備考（二）の規定の適用を受ける教員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の俸給月額。以下この項において同じ。）を受けていた教職員の施行日における俸給月額（以下「新俸給月額」という。）は、次の式により算定した額とする。

$$\begin{array}{l}
 \text{施行日におけるその者の} \\
 \text{属する職務の級における} \\
 \text{最高の号俸とその1号俸} \\
 \text{下位の号俸との差額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{l}
 \text{その者の施行日の} \\
 \text{前日における俸給} \\
 \text{月額（以下「旧俸} \\
 \text{給月額」とい} \\
 \text{う。）}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{l}
 \text{施行日の前日にお} \\
 \text{けるその者の属す} \\
 \text{る職務の級におけ} \\
 \text{る最高の号俸の額}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{l}
 \text{施行日におけるその者の} \\
 \text{属する職務の級における} \\
 \text{最高の号俸の額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{l}
 \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の} \\
 \text{級における最高の号俸とその1号俸下位の号} \\
 \text{俸との差額}
 \end{array}
 }$$

- 3 前項の規定により新俸給月額を決定される教職員に対する施行日以後における最初の給与規程第12条第1項第3号ただし書の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間をその者の新俸給月額を受ける期間に通算する。
- 4 施行日前に職務の級を異にして異勤した教職員及びこれに準ずる教職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。
- 5 前3項の規定の適用については、これらの規定に規定する教職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。
- 6 平成17年12月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）の額は、改正後の給与規程第30条第2項から第5項まで、第32条第2項及び第3項若しくは第33条第1項から第3項まで、第5項から第7項若しくは第9項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。
 - (1) 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに教職員となった者にあつては、その新たに教職員となった日）において教職員が受けるべき俸給、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当及び単身赴任手当（給与規程第22条第2項第1号から第8号に規定する加算額を除く。）の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間等がある教職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - (2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額
- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関しては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号）に準じて実施するものとする。

附 則（平成17年11月29日一部改正：法人和歌山大学規程第462号）

教職員給与規程

- 1 この改正規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった教職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、学長の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。
- 3 切替日の前日において国立大学法人和歌山大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）別表第1から別表第4までの俸給表の適用を受けていた教職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項及び附則第5項に規定する教職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。
- 4 第2項後段の規定により新級を決定される教職員（次項に規定する教職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて学長が定める号俸とする。
- 5 切替日の前日において給与規程別表第1から別表第4までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた教職員の切替日における号俸は、俸給月額及び経過期間に応じて学長が定める号俸とする。
- 6 切替日前に職務の級を異にして異動した教職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。
- 7 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する教職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の給与規程の規定に従って定められたものでなくてはならない。
- 8 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（平成21年12月1日において次の各号に掲げる教職員である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるものには、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額（給与規程附則第5項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定教職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教職員となった場合にあつては、特定教職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）に相当する額を俸給として支給する。
 - (1) 平成21年12月1日において適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるもの以外のものである教職員 100分の99.1
 - (2) 前号に掲げる教職員以外の教職員 100分の99.34

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表（一）	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで

一般職俸給表（二）	1級	1号俸から68号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
教育職俸給表（一）	1級	1号俸から48号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から12号俸まで
教育職俸給表（二）	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
教育職俸給表（三）	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から44号俸まで
医療職俸給表（一）	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで
医療職俸給表（二）	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から40号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで

- 9 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 10 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 11 前3項の規定による俸給を支給される教職員に関する給与規程第14条、第15条第3項、第30条第5項（給与規程第31条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第34条第2項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と国立大学法人和歌山大学教職員給与規程の一部を改正する規程（法人和歌山大学規程第462号）附則第8項、同第9項又は同第10項の規定による俸給の額との合計額」とする。
- 12 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第12条第3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸

- 13 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関しては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号）に準じて実施するものとする。

教職員給与規程

俸給表	旧級	新級
一般職俸給表（一）	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
一般職俸給表（二）	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
	6 級	5 級
教育職俸給表（一）	5 級	5 級
		6 級

附則別表第2

イ 一般職俸給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧 級									
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	3 月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12 月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3 月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12 月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3 月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12 月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3 月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12 月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3 月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12 月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3 月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9 月以上 12 月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12 月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3 月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6 月以上 9 月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9 月以上 12 月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4

教職員給与規程

	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64		

教職員給与規程

	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未満			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未満			89	67	93	81				
	3月以上6月未満			90	67	94	82				
	6月以上9月未満			91	68	95	83				
	9月以上12月未満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未満			93	69	97	85				
	3月以上6月未満			94	70	98	86				
	6月以上9月未満			95	71	99	87				
	9月以上12月未満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未満			97	73	101					
	3月以上6月未満			98	73	102					
	6月以上9月未満			99	74	103					
	9月以上12月未満			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未満			101	75	105					
	3月以上6月未満			102	75	106					
	6月以上9月未満			103	76	107					
	9月以上12月未満			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未満			105	77						
	3月以上6月未満			106	78						
	6月以上9月未満			107	79						
	9月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未満			109	81						
	3月以上6月未満			110	82						
	6月以上9月未満			111	83						
	9月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未満			113							
	3月以上6月未満			114							
	6月以上9月未満			115							
	9月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
30	3月未満			117							
	3月以上6月未満			118							
	6月以上9月未満			119							
	9月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
31	3月未満			121							
	3月以上6月未満			122							
	6月以上9月未満			123							
	9月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
32	3月未満			125							
	3月以上6月未満			125							
	6月以上9月未満			125							
	9月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

ロ 一般職俸給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

経過期間							
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未満	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未満	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未満	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未満	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未満	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未満	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	3月未満	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未満	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未満	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未満	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未満	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未満	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未満	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未満	48	48	44	56	36	32

教職員給与規程

	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未満	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未満	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月未満	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未満	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未満	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未満	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月未満	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未満	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未満	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月未満	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月未満	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未満	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未満	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未満	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月未満	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未満	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未満	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未満	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未満	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未満	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未満	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未満	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未満	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未満	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未満	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未満	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未満	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未満	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未満	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未満	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未満	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未満	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未満	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未満	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未満	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未満	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	3月未満	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未満	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未満	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未満	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未満	89	89	77	97	77	69
	3月以上6月未満	90	90	77	98	78	69
	6月以上9月未満	91	91	78	99	79	69
	9月以上12月未満	92	92	78	100	80	69
	12月以上	93	93	79	101	81	69
25	3月未満	93	93	79	101	81	69
	3月以上6月未満	94	94	79	102	82	69
	6月以上9月未満	95	95	80	103	83	69
	9月以上12月未満	96	96	80	104	84	69
	12月以上	97	97	81	105	85	69
26	3月未満	97	97	81	105	85	69
	3月以上6月未満	98	98	82	106	86	69
	6月以上9月未満	99	99	83	107	87	69
	9月以上12月未満	100	100	84	108	88	69

	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未満	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未満	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未満	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未満	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未満	105	105	87	113		
	3月以上6月未満	106	106	87	114		
	6月以上9月未満	107	107	88	115		
	9月以上12月未満	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3月未満	109	109	89	117		
	3月以上6月未満	110	110	90	118		
	6月以上9月未満	111	111	91	119		
	9月以上12月未満	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3月未満	113	113	93	121		
	3月以上6月未満	114	114	93	122		
	6月以上9月未満	115	115	94	123		
	9月以上12月未満	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月未満	117	117	95	125		
	3月以上6月未満	118	118	95	126		
	6月以上9月未満	119	119	96	127		
	9月以上12月未満	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未満	121	121				
	3月以上6月未満	121	122				
	6月以上9月未満	121	123				
	9月以上12月未満	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3月未満		125				
	3月以上6月未満		126				
	6月以上9月未満		127				
	9月以上12月未満		128				
	12月以上		129				

ハ 教育職俸給表（一）の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	3月未満			1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	1	1	1
	12月以上	9	9	9	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	2	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	4	1	1
	12月以上	13	13	13	5	1	1
5	3月未満	13	13	13	5	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	6	1	1
	6月以上9月未満	15	15	15	7	1	1
	9月以上12月未満	16	16	16	8	1	1

教職員給与規程

	12月以上	17	17	17	9	1	1
6	3月未満	17	17	17	9	1	1
	3月以上6月未満	18	18	18	10	2	1
	6月以上9月未満	19	19	19	11	3	1
	9月以上12月未満	20	20	20	12	4	1
	12月以上	21	21	21	13	5	1
7	3月未満	21	21	21	13	5	1
	3月以上6月未満	22	22	22	14	6	1
	6月以上9月未満	23	23	23	15	7	1
	9月以上12月未満	24	24	24	16	8	1
	12月以上	25	25	25	17	9	1
8	3月未満	25	25	25	17	9	1
	3月以上6月未満	26	26	26	18	10	1
	6月以上9月未満	27	27	27	19	11	1
	9月以上12月未満	28	28	28	20	12	1
	12月以上	29	29	29	21	13	1
9	3月未満	29	29	29	21	13	1
	3月以上6月未満	30	30	30	22	14	1
	6月以上9月未満	31	31	31	23	15	1
	9月以上12月未満	32	32	32	24	16	1
	12月以上	33	33	33	25	17	1
10	3月未満	33	33	33	25	17	1
	3月以上6月未満	34	34	34	26	18	1
	6月以上9月未満	35	35	35	27	19	1
	9月以上12月未満	36	36	36	28	20	1
	12月以上	37	37	37	29	21	1
11	3月未満	37	37	37	29	21	1
	3月以上6月未満	38	38	38	30	22	1
	6月以上9月未満	39	39	39	31	23	1
	9月以上12月未満	40	40	40	32	24	1
	12月以上	41	41	41	33	25	1
12	3月未満	41	41	41	33	25	1
	3月以上6月未満	42	42	42	34	26	1
	6月以上9月未満	43	43	43	35	27	1
	9月以上12月未満	44	44	44	36	28	1
	12月以上	45	45	45	37	29	1
13	3月未満	45	45	45	37	29	1
	3月以上6月未満	46	46	46	38	30	1
	6月以上9月未満	47	47	47	39	31	1
	9月以上12月未満	48	48	48	40	32	1
	12月以上	49	49	49	41	33	1
14	3月未満	49	49	49	41	33	1
	3月以上6月未満	50	50	50	42	34	1
	6月以上9月未満	51	51	51	43	35	1
	9月以上12月未満	52	52	52	44	36	1
	12月以上	53	53	53	45	37	1
15	3月未満	53	53	53	45	37	1
	3月以上6月未満	54	54	54	46	38	1
	6月以上9月未満	55	55	55	47	39	1
	9月以上12月未満	56	56	56	48	40	1
	12月以上	57	57	57	49	41	1
16	3月未満	57	57	57	49	41	1
	3月以上6月未満	58	58	58	50	42	1
	6月以上9月未満	59	59	59	51	43	1
	9月以上12月未満	60	60	60	52	44	1
	12月以上	61	61	61	53	45	1
17	3月未満	61	61	61	53	45	1
	3月以上6月未満	62	62	62	54	46	1
	6月以上9月未満	63	63	63	55	47	1
	9月以上12月未満	64	64	64	56	48	1
	12月以上	65	65	65	57	49	1
18	3月未満	65	65	65	57	49	1
	3月以上6月未満	66	66	66	58	50	1
	6月以上9月未満	67	67	67	59	51	1
	9月以上12月未満	68	68	68	60	52	1

教職員給与規程

	12月以上	69	69	69	61	53	1
19	3月未満	69	69	69	61	53	1
	3月以上6月未満	70	70	70	62	54	1
	6月以上9月未満	71	71	71	63	55	1
	9月以上12月未満	72	72	72	64	56	1
	12月以上	73	73	73	65	57	1
20	3月未満	73	73	73	65	57	1
	3月以上6月未満	74	74	74	66	58	2
	6月以上9月未満	75	75	75	67	59	3
	9月以上12月未満	76	76	76	68	60	4
	12月以上	77	77	77	69	61	5
21	3月未満	77	77	77	69	61	5
	3月以上6月未満	78	78	78	70	62	6
	6月以上9月未満	79	79	79	71	63	7
	9月以上12月未満	80	80	80	72	64	8
	12月以上	81	81	81	73	65	9
22	3月未満	81	81	81	73	65	9
	3月以上6月未満	82	82	82	74	66	9
	6月以上9月未満	83	83	83	75	67	10
	9月以上12月未満	84	84	84	76	68	10
	12月以上	85	85	85	77	69	11
23	3月未満	85	85	85	77	69	11
	3月以上6月未満	86	86	86	78	70	11
	6月以上9月未満	87	87	87	79	71	12
	9月以上12月未満	88	88	88	80	72	12
	12月以上	89	89	89	81	73	13
24	3月未満	89	89	89	81		
	3月以上6月未満	90	90	90	82		
	6月以上9月未満	91	91	91	83		
	9月以上12月未満	92	92	92	84		
	12月以上	93	93	93	85		
25	3月未満	93	93	93	85		
	3月以上6月未満	94	94	94	86		
	6月以上9月未満	95	95	95	87		
	9月以上12月未満	96	96	96	88		
	12月以上	97	97	97	89		
26	3月未満	97	97	97	89		
	3月以上6月未満	98	98	98	90		
	6月以上9月未満	99	99	99	91		
	9月以上12月未満	100	100	100	92		
	12月以上	101	101	101	93		
27	3月未満	101	101	101			
	3月以上6月未満	102	102	102			
	6月以上9月未満	103	103	103			
	9月以上12月未満	104	104	104			
	12月以上	105	105	105			
28	3月未満	105	105	105			
	3月以上6月未満	106	106	106			
	6月以上9月未満	107	107	107			
	9月以上12月未満	108	108	108			
	12月以上	109	109	109			
29	3月未満	109	109				
	3月以上6月未満	110	110				
	6月以上9月未満	111	111				
	9月以上12月未満	112	112				
	12月以上	113	113				
30	3月未満	113	113				
	3月以上6月未満	114	114				
	6月以上9月未満	115	115				
	9月以上12月未満	116	116				
	12月以上	117	117				
31	3月未満	117	117				
	3月以上6月未満	118	118				
	6月以上9月未満	119	119				
	9月以上12月未満	120	120				

教職員給与規程

	12月以上	121	121			
32	3月未満	121	121			
	3月以上6月未満	122	122			
	6月以上9月未満	123	123			
	9月以上12月未満	124	124			
	12月以上	125	125			
33	3月未満	125	125			
	3月以上6月未満	126	126			
	6月以上9月未満	127	127			
	9月以上12月未満	128	128			
	12月以上	129	129			
34	3月未満	129	129			
	3月以上6月未満	130	130			
	6月以上9月未満	131	131			
	9月以上12月未満	132	132			
	12月以上	133	133			
35	3月未満	133				
	3月以上6月未満	134				
	6月以上9月未満	135				
	9月以上12月未満	136				
	12月以上	137				
36	3月未満	137				
	3月以上6月未満	138				
	6月以上9月未満	139				
	9月以上12月未満	140				
	12月以上	141				
37	3月未満	141				
	3月以上6月未満	142				
	6月以上9月未満	143				
	9月以上12月未満	144				
	12月以上	145				
38	3月未満	145				
	3月以上6月未満	146				
	6月以上9月未満	147				
	9月以上12月未満	148				
	12月以上	149				

二 教育職俸給表（二）の適用を受ける教員の新号俸

旧号俸	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間					
1	3月未満				1	1
	3月以上6月未満				1	1
	6月以上9月未満				1	1
	9月以上12月未満				1	1
	12月以上				1	1
2	3月未満		1	1	1	1
	3月以上6月未満		2	2	1	1
	6月以上9月未満		3	3	1	1
	9月以上12月未満		4	4	1	1
	12月以上		5	5	1	1
3	3月未満		5	5	1	1
	3月以上6月未満		6	6	1	1
	6月以上9月未満		7	7	1	1
	9月以上12月未満		8	8	1	1
	12月以上		9	9	1	1
4	3月未満		9	9	1	1
	3月以上6月未満		10	10	2	1
	6月以上9月未満		11	11	3	1
	9月以上12月未満		12	12	4	1
	12月以上		13	13	5	1
5	3月未満		13	13	5	1
	3月以上6月未満		14	14	6	1
	6月以上9月未満		15	15	7	1
	9月以上12月未満		16	16	8	1

教職員給与規程

	12月以上	17	17	9	1
6	3月未満	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	12	4
	12月以上	21	21	13	5
7	3月未満	21	21	13	5
	3月以上6月未満	22	22	14	6
	6月以上9月未満	23	23	15	7
	9月以上12月未満	24	24	16	8
	12月以上	25	25	17	9
8	3月未満	25	25	17	9
	3月以上6月未満	26	26	18	10
	6月以上9月未満	27	27	19	11
	9月以上12月未満	28	28	20	12
	12月以上	29	29	21	13
9	3月未満	29	29	21	13
	3月以上6月未満	30	30	22	14
	6月以上9月未満	31	31	23	15
	9月以上12月未満	32	32	24	16
	12月以上	33	33	25	17
10	3月未満	33	33	25	17
	3月以上6月未満	34	34	26	18
	6月以上9月未満	35	35	27	19
	9月以上12月未満	36	36	28	20
	12月以上	37	37	29	21
11	3月未満	37	37	29	21
	3月以上6月未満	38	38	30	22
	6月以上9月未満	39	39	31	23
	9月以上12月未満	40	40	32	24
	12月以上	41	41	33	25
12	3月未満	41	41	33	25
	3月以上6月未満	42	42	34	26
	6月以上9月未満	43	43	35	27
	9月以上12月未満	44	44	36	28
	12月以上	45	45	37	29
13	3月未満	45	45	37	29
	3月以上6月未満	46	46	38	30
	6月以上9月未満	47	47	39	31
	9月以上12月未満	48	48	40	32
	12月以上	49	49	41	33
14	3月未満	49	49	41	33
	3月以上6月未満	50	50	42	34
	6月以上9月未満	51	51	43	35
	9月以上12月未満	52	52	44	36
	12月以上	53	53	45	37
15	3月未満	53	53	45	37
	3月以上6月未満	54	54	46	37
	6月以上9月未満	55	55	47	37
	9月以上12月未満	56	56	48	37
	12月以上	57	57	49	37
16	3月未満	57	57	49	
	3月以上6月未満	58	58	50	
	6月以上9月未満	59	59	51	
	9月以上12月未満	60	60	52	
	12月以上	61	61	53	
17	3月未満	61	61	53	
	3月以上6月未満	62	62	54	
	6月以上9月未満	63	63	55	
	9月以上12月未満	64	64	56	
	12月以上	65	65	57	
18	3月未満	65	65	57	
	3月以上6月未満	66	66	58	
	6月以上9月未満	67	67	59	
	9月以上12月未満	68	68	60	

教職員給与規程

	12月以上	69	69	61	
19	3月未満	69	69	61	
	3月以上6月未満	70	70	62	
	6月以上9月未満	71	71	63	
	9月以上12月未満	72	72	64	
	12月以上	73	73	65	
20	3月未満	73	73	65	
	3月以上6月未満	74	74	66	
	6月以上9月未満	75	75	67	
	9月以上12月未満	76	76	68	
	12月以上	77	77	69	
21	3月未満	77	77	69	
	3月以上6月未満	78	78	70	
	6月以上9月未満	79	79	71	
	9月以上12月未満	80	80	72	
	12月以上	81	81	73	
22	3月未満	81	81	73	
	3月以上6月未満	82	82	74	
	6月以上9月未満	83	83	75	
	9月以上12月未満	84	84	76	
	12月以上	85	85	77	
23	3月未満	85	85	77	
	3月以上6月未満	86	86	77	
	6月以上9月未満	87	87	77	
	9月以上12月未満	88	88	77	
	12月以上	89	89	77	
24	3月未満	89	89		
	3月以上6月未満	90	90		
	6月以上9月未満	91	91		
	9月以上12月未満	92	92		
	12月以上	93	93		
25	3月未満	93	93		
	3月以上6月未満	94	94		
	6月以上9月未満	95	95		
	9月以上12月未満	96	96		
	12月以上	97	97		
26	3月未満	97	97		
	3月以上6月未満	98	98		
	6月以上9月未満	99	99		
	9月以上12月未満	100	100		
	12月以上	101	101		
27	3月未満	101	101		
	3月以上6月未満	102	102		
	6月以上9月未満	103	103		
	9月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未満	105	105		
	3月以上6月未満	106	106		
	6月以上9月未満	107	107		
	9月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未満	109	109		
	3月以上6月未満	110	110		
	6月以上9月未満	111	111		
	9月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未満	113	113		
	3月以上6月未満	114	114		
	6月以上9月未満	115	115		
	9月以上12月未満	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未満	117	117		
	3月以上6月未満	118	118		
	6月以上9月未満	119	119		
	9月以上12月未満	120	120		

	12月以上	121	121		
32	3月未満	121	121		
	3月以上6月未満	122	122		
	6月以上9月未満	123	123		
	9月以上12月未満	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未満	125	125		
	3月以上6月未満	126	126		
	6月以上9月未満	127	127		
	9月以上12月未満	128	128		
	12月以上	129	129		
34	3月未満	129			
	3月以上6月未満	130			
	6月以上9月未満	131			
	9月以上12月未満	132			
	12月以上	133			
35	3月未満	133			
	3月以上6月未満	134			
	6月以上9月未満	135			
	9月以上12月未満	136			
	12月以上	137			
36	3月未満	137			
	3月以上6月未満	138			
	6月以上9月未満	139			
	9月以上12月未満	140			
	12月以上	141			
37	3月未満	141			
	3月以上6月未満	142			
	6月以上9月未満	143			
	9月以上12月未満	144			
	12月以上	145			
38	3月未満	145			
	3月以上6月未満	146			
	6月以上9月未満	147			
	9月以上12月未満	148			
	12月以上	149			
39	3月未満	149			
	3月以上6月未満	150			
	6月以上9月未満	151			
	9月以上12月未満	152			
	12月以上	153			
40	3月未満	153			
	3月以上6月未満	153			
	6月以上9月未満	153			
	9月以上12月未満	153			
	12月以上	153			

ホ 教育職俸給表（三）の適用を受ける教員の新号俸

旧号俸	経過期間 \ 旧 級	新 級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1

教職員給与規程

	12月以上	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	10	1
	6月以上9月未満	15	15	11	1
	9月以上12月未満	16	16	12	1
	12月以上	17	17	13	1
6	3月未満	17	17	13	1
	3月以上6月未満	18	18	14	2
	6月以上9月未満	19	19	15	3
	9月以上12月未満	20	20	16	4
	12月以上	21	21	17	5
7	3月未満	21	21	17	5
	3月以上6月未満	22	22	18	6
	6月以上9月未満	23	23	19	7
	9月以上12月未満	24	24	20	8
	12月以上	25	25	21	9
8	3月未満	25	25	21	9
	3月以上6月未満	26	26	22	10
	6月以上9月未満	27	27	23	11
	9月以上12月未満	28	28	24	12
	12月以上	29	29	25	13
9	3月未満	29	29	25	13
	3月以上6月未満	30	30	26	14
	6月以上9月未満	31	31	27	15
	9月以上12月未満	32	32	28	16
	12月以上	33	33	29	17
10	3月未満	33	33	29	17
	3月以上6月未満	34	34	30	18
	6月以上9月未満	35	35	31	19
	9月以上12月未満	36	36	32	20
	12月以上	37	37	33	21
11	3月未満	37	37	33	21
	3月以上6月未満	38	38	34	22
	6月以上9月未満	39	39	35	23
	9月以上12月未満	40	40	36	24
	12月以上	41	41	37	25
12	3月未満	41	41	37	25
	3月以上6月未満	42	42	38	26
	6月以上9月未満	43	43	39	27
	9月以上12月未満	44	44	40	28
	12月以上	45	45	41	29
13	3月未満	45	45	41	29
	3月以上6月未満	46	46	42	30
	6月以上9月未満	47	47	43	31
	9月以上12月未満	48	48	44	32
	12月以上	49	49	45	33
14	3月未満	49	49	45	33
	3月以上6月未満	50	50	46	34
	6月以上9月未満	51	51	47	35
	9月以上12月未満	52	52	48	36
	12月以上	53	53	49	37
15	3月未満	53	53	49	37
	3月以上6月未満	54	54	50	37
	6月以上9月未満	55	55	51	37
	9月以上12月未満	56	56	52	37
	12月以上	57	57	53	37
16	3月未満	57	57	53	
	3月以上6月未満	58	58	54	
	6月以上9月未満	59	59	55	
	9月以上12月未満	60	60	56	

	12月以上	61	61	57	
17	3月未滿	61	61	57	
	3月以上6月未滿	62	62	58	
	6月以上9月未滿	63	63	59	
	9月以上12月未滿	64	64	60	
	12月以上	65	65	61	
18	3月未滿	65	65	61	
	3月以上6月未滿	66	66	62	
	6月以上9月未滿	67	67	63	
	9月以上12月未滿	68	68	64	
	12月以上	69	69	65	
19	3月未滿	69	69	65	
	3月以上6月未滿	70	70	66	
	6月以上9月未滿	71	71	67	
	9月以上12月未滿	72	72	68	
	12月以上	73	73	69	
20	3月未滿	73	73	69	
	3月以上6月未滿	74	74	70	
	6月以上9月未滿	75	75	71	
	9月以上12月未滿	76	76	72	
	12月以上	77	77	73	
21	3月未滿	77	77	73	
	3月以上6月未滿	78	78	74	
	6月以上9月未滿	79	79	75	
	9月以上12月未滿	80	80	76	
	12月以上	81	81	77	
22	3月未滿	81	81	77	
	3月以上6月未滿	82	82	78	
	6月以上9月未滿	83	83	79	
	9月以上12月未滿	84	84	80	
	12月以上	85	85	81	
23	3月未滿	85	85	81	
	3月以上6月未滿	86	86	82	
	6月以上9月未滿	87	87	83	
	9月以上12月未滿	88	88	84	
	12月以上	89	89	85	
24	3月未滿	89	89	85	
	3月以上6月未滿	90	90	86	
	6月以上9月未滿	91	91	87	
	9月以上12月未滿	92	92	88	
	12月以上	93	93	89	
25	3月未滿	93	93	89	
	3月以上6月未滿	94	94	90	
	6月以上9月未滿	95	95	91	
	9月以上12月未滿	96	96	92	
	12月以上	97	97	93	
26	3月未滿	97	97	93	
	3月以上6月未滿	98	98	93	
	6月以上9月未滿	99	99	93	
	9月以上12月未滿	100	100	93	
	12月以上	101	101	93	
27	3月未滿	101	101		
	3月以上6月未滿	102	102		
	6月以上9月未滿	103	103		
	9月以上12月未滿	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未滿	105	105		
	3月以上6月未滿	106	106		
	6月以上9月未滿	107	107		
	9月以上12月未滿	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未滿	109	109		
	3月以上6月未滿	110	110		
	6月以上9月未滿	111	111		
	9月以上12月未滿	112	112		

教職員給与規程

	12月以上	113	113		
30	3月未満	113	113		
	3月以上6月未満	114	114		
	6月以上9月未満	115	115		
	9月以上12月未満	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未満	117	117		
	3月以上6月未満	118	118		
	6月以上9月未満	119	119		
	9月以上12月未満	120	120		
32	12月以上	121	121		
	3月未満	121	121		
	3月以上6月未満	122	122		
	6月以上9月未満	123	123		
	9月以上12月未満	124	124		
33	12月以上	125	125		
	3月未満	125	125		
	3月以上6月未満	125	126		
	6月以上9月未満	125	127		
	9月以上12月未満	125	128		
34	12月以上	125	129		
	3月未満		129		
	3月以上6月未満		130		
	6月以上9月未満		131		
	9月以上12月未満		132		
35	12月以上		133		
	3月未満		133		
	3月以上6月未満		134		
	6月以上9月未満		135		
	9月以上12月未満		136		
36	12月以上		137		
	3月未満		137		
	3月以上6月未満		138		
	6月以上9月未満		139		
	9月以上12月未満		140		
	12月以上		141		

へ 医療職俸給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間 \ 旧 級	新号俸							
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	3月未満			1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1	1

教職員給与規程

	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4	1
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8	4
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	25	25	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12	8
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	29	29	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16	12
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17	13
10	3月未満	33	33	33	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20	16
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21	17
11	3月未満	37	37	37	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24	20
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25	21
12	3月未満	41	41	41	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32	28	24
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29	25
13	3月未満	45	45	45	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36	32	28
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33	29
14	3月未満	49	49	49	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40	36	32
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37	33
15	3月未満	53	53	53	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44	40	36
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41	37
16	3月未満	57	57	57	53	49	45	41	37
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50	46	42	37
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51	47	43	37
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48	44	37
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45	37
17	3月未満	61	61	61	57	53	49	45	
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54	50	46	
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55	51	47	
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56	52	48	
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49	
18	3月未満	65	65	65	61	57	53		
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58	54		
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59	55		

教職員給与規程

	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56		
	12月以上	69	69	69	65	61	57		
19	3月未満	69	69	69	65	61	57		
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62	58		
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63	59		
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60		
	12月以上	73	73	73	69	65	61		
20	3月未満	73	73	73	69	65	61		
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66	62		
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67	63		
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64		
	12月以上	77	77	77	73	69	65		
21	3月未満	77	77	77	73	69			
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70			
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71			
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72			
	12月以上	81	81	81	77	73			
22	3月未満	81	81	81	77	73			
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74			
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75			
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76			
	12月以上	85	85	85	81	77			
23	3月未満	85	85	85	81	77			
	3月以上6月未満	85	86	86	82	78			
	6月以上9月未満	85	87	87	83	79			
	9月以上12月未満	85	88	88	84	80			
	12月以上	85	89	89	85	81			
24	3月未満		89	89	85				
	3月以上6月未満		90	90	86				
	6月以上9月未満		91	91	87				
	9月以上12月未満		92	92	88				
	12月以上		93	93	89				
25	3月未満		93	93	89				
	3月以上6月未満		94	94	90				
	6月以上9月未満		95	95	91				
	9月以上12月未満		96	96	92				
	12月以上		97	97	93				
26	3月未満		97	97	93				
	3月以上6月未満		98	98	94				
	6月以上9月未満		99	99	95				
	9月以上12月未満		100	100	96				
	12月以上		101	101	97				
27	3月未満		101	101	97				
	3月以上6月未満		102	102	98				
	6月以上9月未満		103	103	99				
	9月以上12月未満		104	104	100				
	12月以上		105	105	101				
28	3月未満		105	105					
	3月以上6月未満		105	106					
	6月以上9月未満		105	107					
	9月以上12月未満		105	108					
	12月以上		105	109					
29	3月未満			109					
	3月以上6月未満			110					
	6月以上9月未満			111					
	9月以上12月未満			112					
	12月以上			113					
30	3月未満			113					
	3月以上6月未満			113					
	6月以上9月未満			113					
	9月以上12月未満			113					
	12月以上			113					

ト 医療職俸給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

教職員給与規程

旧号俸	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	経過期間								
1	3 月未満				1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満				1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満				1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満				1	1	1	1	1
	12 月以上				1	1	1	1	1
2	3 月未満		1	1	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満		2	2	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満		3	3	3	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満		4	4	4	1	1	1	1
	12 月以上		5	5	5	1	1	1	1
3	3 月未満		5	5	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満		6	6	6	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満		7	7	7	3	1	1	1
	9 月以上 12 月未満		8	8	8	4	1	1	1
	12 月以上		9	9	9	5	1	1	1
4	3 月未満		9	9	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満		10	10	10	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満		11	11	11	7	3	1	1
	9 月以上 12 月未満		12	12	12	8	4	1	1
	12 月以上		13	13	13	9	5	1	1
5	3 月未満		13	13	13	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満		14	14	14	10	6	2	1
	6 月以上 9 月未満		15	15	15	11	7	3	1
	9 月以上 12 月未満		16	16	16	12	8	4	1
	12 月以上		17	17	17	13	9	5	1
6	3 月未満		17	17	17	13	9	5	1
	3 月以上 6 月未満		18	18	18	14	10	6	2
	6 月以上 9 月未満		19	19	19	15	11	7	3
	9 月以上 12 月未満		20	20	20	16	12	8	4
	12 月以上		21	21	21	17	13	9	5
7	3 月未満		21	21	21	17	13	9	5
	3 月以上 6 月未満		22	22	22	18	14	10	6
	6 月以上 9 月未満		23	23	23	19	15	11	7
	9 月以上 12 月未満		24	24	24	20	16	12	8
	12 月以上		25	25	25	21	17	13	9
8	3 月未満		25	25	25	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未満		26	26	26	22	18	14	10
	6 月以上 9 月未満		27	27	27	23	19	15	11
	9 月以上 12 月未満		28	28	28	24	20	16	12
	12 月以上		29	29	29	25	21	17	13
9	3 月未満		29	29	29	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未満		30	30	30	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未満		31	31	31	27	23	19	15
	9 月以上 12 月未満		32	32	32	28	24	20	16
	12 月以上		33	33	33	29	25	21	17
10	3 月未満		33	33	33	29	25	21	17
	3 月以上 6 月未満		34	34	34	30	26	22	18
	6 月以上 9 月未満		35	35	35	31	27	23	19
	9 月以上 12 月未満		36	36	36	32	28	24	20
	12 月以上		37	37	37	33	29	25	21
11	3 月未満		37	37	37	33	29	25	21
	3 月以上 6 月未満		38	38	38	34	30	26	22
	6 月以上 9 月未満		39	39	39	35	31	27	23
	9 月以上 12 月未満		40	40	40	36	32	28	24
	12 月以上		41	41	41	37	33	29	25
12	3 月未満		41	41	41	37	33	29	25
	3 月以上 6 月未満		42	42	42	38	34	30	26
	6 月以上 9 月未満		43	43	43	39	35	31	27
	9 月以上 12 月未満		44	44	44	40	36	32	28
	12 月以上		45	45	45	41	37	33	29
13	3 月未満		45	45	45	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未満		46	46	46	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未満		47	47	47	43	39	35	31

教職員給与規程

	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
14	3月未満	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
15	3月未満	53	53	53	49	45	41	37
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46	42	38
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41
16	3月未満	57	57	57	53	49	45	41
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50	46	42
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45
17	3月未満	61	61	61	57	53	49	45
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54	50	46
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55	51	47
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56	52	48
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49
18	3月未満	65	65	65	61	57	53	49
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58	54	50
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59	55	51
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56	52
	12月以上	69	69	69	65	61	57	53
19	3月未満	69	69	69	65	61	57	53
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62	58	54
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63	59	55
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60	56
	12月以上	73	73	73	69	65	61	57
20	3月未満	73	73	73	69	65	61	
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66	62	
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67	63	
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64	
	12月以上	77	77	77	73	69	65	
21	3月未満	77	77	77	73	69	65	
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70	66	
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71	67	
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72	68	
	12月以上	81	81	81	77	73	69	
22	3月未満	81	81	81	77	73	69	
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74	69	
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75	69	
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76	69	
	12月以上	85	85	85	81	77	69	
23	3月未満	85	85	85	81	77		
	3月以上6月未満	86	86	86	82	78		
	6月以上9月未満	87	87	87	83	79		
	9月以上12月未満	88	88	88	84	80		
	12月以上	89	89	89	85	81		
24	3月未満	89	89	89	85	81		
	3月以上6月未満	90	90	90	86	82		
	6月以上9月未満	91	91	91	87	83		
	9月以上12月未満	92	92	92	88	84		
	12月以上	93	93	93	89	85		
25	3月未満	93	93	93	89			
	3月以上6月未満	94	94	94	90			
	6月以上9月未満	95	95	95	91			
	9月以上12月未満	96	96	96	92			
	12月以上	97	97	97	93			
26	3月未満	97	97	97	93			
	3月以上6月未満	98	98	98	94			
	6月以上9月未満	99	99	99	95			

	9月以上12月未満	100	100	100	96			
	12月以上	101	101	101	97			
27	3月未満	101	101	101	97			
	3月以上6月未満	102	102	102	98			
	6月以上9月未満	103	103	103	99			
	9月以上12月未満	104	104	104	100			
	12月以上	105	105	105	101			
28	3月未満	105	105	105	101			
	3月以上6月未満	106	106	106	102			
	6月以上9月未満	107	107	107	103			
	9月以上12月未満	108	108	108	104			
	12月以上	109	109	109	105			
29	3月未満	109	109	109				
	3月以上6月未満	110	110	110				
	6月以上9月未満	111	111	111				
	9月以上12月未満	112	112	112				
	12月以上	113	113	113				
30	3月未満	113	113	113				
	3月以上6月未満	114	114	114				
	6月以上9月未満	115	115	115				
	9月以上12月未満	116	116	116				
	12月以上	117	117	117				
31	3月未満	117	117	117				
	3月以上6月未満	118	118	118				
	6月以上9月未満	119	119	119				
	9月以上12月未満	120	120	120				
	12月以上	121	121	121				
32	3月未満	121	121					
	3月以上6月未満	122	122					
	6月以上9月未満	123	123					
	9月以上12月未満	124	124					
	12月以上	125	125					
33	3月未満	125	125					
	3月以上6月未満	126	126					
	6月以上9月未満	127	127					
	9月以上12月未満	128	128					
	12月以上	129	129					
34	3月未満	129	129					
	3月以上6月未満	130	130					
	6月以上9月未満	131	131					
	9月以上12月未満	132	132					
	12月以上	133	133					
35	3月未満	133	133					
	3月以上6月未満	134	134					
	6月以上9月未満	135	135					
	9月以上12月未満	136	136					
	12月以上	137	137					
36	3月未満	137	137					
	3月以上6月未満	138	138					
	6月以上9月未満	139	139					
	9月以上12月未満	140	140					
	12月以上	141	141					
37	3月未満	141	141					
	3月以上6月未満	142	142					
	6月以上9月未満	143	143					
	9月以上12月未満	144	144					
	12月以上	145	145					
38	3月未満	145	145					
	3月以上6月未満	146	146					
	6月以上9月未満	147	147					
	9月以上12月未満	148	148					
	12月以上	149	149					
39	3月未満	149						
	3月以上6月未満	150						
	6月以上9月未満	151						

教職員給与規程

	9月以上12月未満	152					
	12月以上	153					
40	3月未満	153					
	3月以上6月未満	154					
	6月以上9月未満	155					
	9月以上12月未満	156					
	12月以上	157					
41	3月未満	157					
	3月以上6月未満	158					
	6月以上9月未満	159					
	9月以上12月未満	160					
	12月以上	161					

附 則（平成18年3月17日一部改正：法人和歌山大学規程第476号）

- 1 この改正規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人和歌山大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第13条の規定により俸給の調整を行う職を占める教職員（次項において「俸給の調整額適用教職員」という。）のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる教職員には、この規程による改正後の第13条第3項の規定による俸給の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該教職員に係る調整数に乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を俸給の調整額として支給する。
 - (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
 - (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25
- 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
 - (1) この規程の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日から引き続き俸給の調整額適用教職員（第3号に該当する教職員を除く。）である教職員 同日にその者に適用されていた調整基本額
 - (2) 施行日以後に新たに俸給の調整額適用教職員となった教職員（次号に該当する教職員及び施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員を除く。） 施行日の前日に新たに俸給の調整額適用教職員になったとした場合に国立大学法人和歌山大学教職員給与規程の一部を改正する規程（法人和歌山大学規程第462号）の規定による改正前の給与規程の規定により同日にその者に適用されることとなる俸給表、職務の級及び号俸を基礎としてこの規程による改正前の給与規程（次号において「改正前の規程」という。）第13条第3項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
 - (3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった教職員（施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員を除く。） 施行日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに俸給の調整額適用教職員となった者にあつては、施行日の前日に新たに俸給の調整額適用教職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合）に同日にその者に適用されることとなる俸給表、職務の級及び号俸を基礎として改正前の規程第13条第3項の規定を適用したとしたならばその者に適用さ

れることとなる調整基本額。

イ 俸給表の適用を異にする異動をした場合

ロ 初任給基準異動をした場合

ハ 基準級より下位の職務の級に降格をした場合

ニ 施行日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合

(4) 施行日以後に、国家公務員、地方公務員、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫に勤務する者その他これらに準ずる者であった者から人事交流等により新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員当該教職員が施行日の前日に俸給表の適用を受ける教職員であったものとみなして前2号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額

4 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関しては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号）及び関係法令に準じて実施するものとする。

附 則（平成18年9月26日一部改正：法人和歌山大学規程第530号）

この改正規程は、平成18年9月26日から施行し、平成18年8月1日から適用する。

附 則（平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第574号）

1 この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 給与規程第15条の規定により管理職手当の支給される教職員のうち、この規程による改正後の国立大学法人和歌山大学教職員給与規程（以下「新規程」という。）第15条の規定による管理職手当の支給額が改正前の国立大学法人和歌山大学教職員給与規程（以下「旧規程」という。）による支給額に達しないこととなる教職員（引き続き同一の職に在職する場合（期間満了後、引き続き再任された場合を除く。）に限る。）には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当の月額と旧規程による支給額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

(1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで100分の100

(2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで100分の75

(3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで100分の50

(4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで100分の25

3 平成20年3月31日までの間においては、新規程第18条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

4 新規程第18条の2の規定は、平成16年4月2日からこの規程の施行の日の前日までの間に教職員がその在勤する事業所を異にして異動した場合又は教職員の在勤する事業所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

附 則（平成19年12月27日一部改正：法人和歌山大学規程第709号）

1 この改正規程は、平成19年12月27日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、第31条第2項の改正規定は、同年12月1日から適用する。

2 平成19年4月1日からこの規程の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、この規程による改正前の給与規程（以下「改正前の給与規程」という。）

教職員給与規程

の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった教職員のうち、学長の定める教職員の、この規程による改正後の給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、学長の定めるところによる。

- 3 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった教職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 4 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。
- 5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関しては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成19年法律第118号）及び関係法令に準じて実施するものとする。

附 則（平成20年3月21日一部改正：法人和歌山大学規程第734号）
この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月25日一部改正：法人和歌山大学規程第808号）
この改正規程は、平成20年4月25日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成20年8月4日一部改正：法人和歌山大学規程第863号）
この改正規程は、平成20年8月4日から施行し、平成20年7月1日から適用する。

附 則（平成20年10月7日一部改正：法人和歌山大学規程第876号）
この改正規程は、平成20年10月15日から施行する。

附 則（平成21年1月27日一部改正：法人和歌山大学規程第897号）
この改正規程は、平成21年2月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第912号）
この改正規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月12日一部改正：法人和歌山大学規程第930号）
この改正規程は、平成21年6月12日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

附 則（平成21年11月30日一部改正：法人和歌山大学規程第973号）
この改正規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第996号）
この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月23日一部改正：法人和歌山大学規程第1145号）
この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月26日一部改正：法人和歌山大学規程第1155号）

- 1 この改正規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、別表第8の2の改正は、同年4月1日から適用する。また、改正後の国立大学法人和歌山大学教職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）第30条第2項及び第31条第2項並びに附則第8項の規定の平成22年12月における適用については、第30条第2項中「100分の137.5」とあるのは「100分の135」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の115」と、第31条第2項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」と、附則第8項中「100分の1.0125」とあるのは「100分の0.975」と、「100分の1.3125」とあるのは「1

00分の1.275」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」とする。

- 2 平成22年4月1日前に55歳に達した教職員に対する改正後の給与規程附則第5項の規定の適用については、同項中「当該特定教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。
- 3 平成23年4月1日において43歳に満たない教職員のうち、平成22年1月1日において給与規程第12条の規定により昇給した教職員その他当該教職員との権衡上必要があると認められる教職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
- 4 国立大学法人和歌山大学教職員育児休業等細則第15条に規定する育児短時間勤務教職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、育休細則第16条の規定により読み替えられた、勤務時間等規程第3条ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を、同条本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則（平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1316号）

- 1 この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人和歌山大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第15条の規定により管理職手当を支給される教職員のうち、この規程による改正後の給与規程第15条の規定による管理職手当の支給額が改正前の給与規程（以下「旧規程」という。）による支給額に達しないこととなる教職員（引き続き同一の職に在職する場合に限る。）には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当の月額と旧規程による支給額の差額に相当する額を管理職手当として支給する。
- 3 平成24年4月1日において、当該教職員の年齢並びに平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の給与規程第12条の規定による昇給その他の号俸決定の状況（以下この項から附則第5項において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものと認められる教職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があると認められる教職員にあつては、2号俸）上位の号俸とする。
- 4 平成25年4月1日において、当該教職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があると認められる教職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があると認められる教職員にあつては、2号俸）上位の号俸とする。
- 5 平成26年4月1日において、当該教職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があると認められる教職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があると認められる教職員にあつては、2号俸）上位の号俸とする。

附 則（平成24年6月22日一部改正：法人和歌山大学規程第1337号）

- 1 この改正規程は、平成24年7月1日から施行する。ただし、教育職俸給表（二）および教育職俸給表（三）を適用する教職員については、附則第2項、第6項から第9項を平成25年9月1日から適用し、附則第3項から第5項は適用しない。
- 2 この規程の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下この項から附則第9項に

教職員給与規程

において「特例期間」という。)においては、教職員に対する俸給月額(法人和歌山大学規程第462号附則第8項から同第10項の規定による俸給の額を含み、当該教職員が国立大学法人和歌山大学教職員給与規程(以下「給与規程」という。)第35条第1項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額(同各項の規定による俸給を含む。)をいう。以下この項から附則第9項において同じ。)の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該教職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下この項から附則第9項において「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級	割合
一般職俸給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77
一般職俸給表(二)	3級以下	100分の4.77
	4级以上	100分の7.77
教育職俸給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5级以上	100分の9.77
教育職俸給表(二)	2級以下	100分の4.77
	3级以上	100分の7.77
教育職俸給表(三)	2級以下	100分の4.77
	3级以上	100分の7.77
医療職俸給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級から7級まで	100分の7.77
	8級	100分の9.77
医療職俸給表(二)	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級	100分の9.77

- 3 特例期間においては、給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 管理職手当 当該教職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (2) 主幹教諭手当 当該教職員の主幹教諭手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (3) 地域手当 当該教職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該教職員の管理職手当及び主幹教諭手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (4) 広域異動手当 当該教職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該教職員の管理職手当及び主幹教諭手当に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (5) 期末手当 当該教職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77(平成24年12月支給及び平成25年12月支給の期末手当に限り100分の5)を乗じて得た額
 - (6) 勤勉手当 当該教職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77(平成24年12月支給及び平成25年12月支給の勤勉手当に限り100分の5)を乗じて得

た額

- (7) 給与規程第33条第1項から第7項まで又は第9項の規定により支給される給与当該教職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額
- イ 給与規程第33条第1項 附則第2項及び前各号に定める額
 - ロ 給与規程第33条第2項又は第3項 附則第2項及び第3号から第5号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ハ 給与規程第33条第4項 附則第2項並びに第3号及び第4号に定める額に、同項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ニ 給与規程第33条第5項、第6項又は第7項 附則第2項及び第3号から第5号までに定める額に、同各項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ホ 給与規程第33条第9項 第5号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項、第6項又は第7項の規定により給与の支給を受ける教職員にあっては、同号に定める額に同項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）
- 4 特例期間においては、給与規程第27条、第28条及び第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、同各条の規定にかかわらず、同各条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計に12を乗じ、その額を1週間当たりの所定勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 5 特例期間においては、給与規程附則第5項の規定の適用を受ける教職員に対する附則第2項、同第3項第1号、同項第3号から第7号まで並びに前項の規定の適用については、同第2項中「、俸給月額に」とあるのは「、俸給月額から給与規程附則第5項第1号に定める額を減じた額に」と、同第3項第1号中「、管理職手当の月額に」とあるのは「、管理職手当の月額から給与規程附則第5項第2号に定める額を減じた額に」と、同第3号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から給与規程附則第5項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同第4号中「俸給月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する広域異動手当の月額から給与規程附則第5項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同第5号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から給与規程附則第5項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同第6号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から給与規程附則第5項第6号に定める額に相当する額を減じた額」と、同第7号イ中「附則第2項及び前各号」とあるのは「附則第5項の規定により読み替えられた附則第2項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「附則第2項及び第3号から第5号」とあるのは「附則第5項の規定により読み替えられた附則第2項及び第3号から第5号」と、同号ハ中「附則第2項並びに第3号及び第4号」とあるのは「附則第5項の規定により読み替えられた附則第2項並びに第3号及び第4号」と、同号ホ中「第5号」とあるのは「附則第5項の規定により読み替えられた第5号」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から給与規程附則第7号の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。
- 6 教育職俸給表(二)および教育職俸給表(三)を適用する教職員については、特例期間においては、給与規程第33条第1項から第7項に基づき支給される給与に当たっては、次の各号に掲げる規定による給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 給与規程第33条第1項 附則第2項に定める額
 - (2) 給与規程第33条第2項又は第3項 附則第2項に定める額に100分の80を乗じて得た額
 - (3) 給与規程第33条第4項 附則第2項に定める額に、同項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - (4) 給与規程第33条第5項、第6項又は第7項 附則第2項に定める額に、同各項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 7 教育職俸給表(二)および教育職俸給表(三)を適用する教職員については、特例期間に

教職員給与規程

においては給与規程第27条、第28条及び第34条に規定する勤務1時間あたりの給与額は、同各条の規定にかかわらず、同各条の規定により算出した給与額から、俸給月額に12を乗じ、その額を1週間あたりの所定勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

- 8 教育職俸給表(二)および教育職俸給表(三)を適用する教職員については、特例期間においては、給与規程附則第5項の規定の適用を受ける教職員に対する附則第2項、同第6項並びに前項の規定の適用については、同第2項中「、俸給月額に」とあるのは「、俸給月額から給与規程附則第5項第1号に定める額を減じた額に」と、同第6項各号中「附則第2項」とあるのは「附則第8項の規定により読み替えられた附則第2項」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から給与規程附則第7項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。
- 9 附則第2項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 (平成24年10月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1350号)

この改正規程は平成24年10月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年11月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1356号)

この改正規程は平成24年12月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第1393号)

この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年8月21日一部改正：法人和歌山大学規程第1440号)

この改正規程は平成25年9月1日から施行する。

附 則 (平成25年11月29日一部改正：法人和歌山大学規程第1445号)

この改正規程は平成25年12月1日から施行する。ただし、第12条第3項、第23条第1項第5号、第23条第2項及び附則(平成17年11月29日一部改正：法人和歌山大学規程第462号)第8項の改正については、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1490号)

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年11月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1567号)

- 1 この改正規程は平成26年12月1日から施行する。ただし、第36条の改正規程は平成27年1月1日から施行する。

- 2 平成27年3月31日までの間における国立大学法人和歌山大学給与規程第12条第2項及び第3項の規定の適用については、第12条第2項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」と、第12条第3項中「「極めて良好」又は「特に良好」とあるのは「「極めて良好」とする。

附 則 (平成27年3月19日一部改正：法人和歌山大学規程第1639号)

- 1 この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した教職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。
- 3 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額(国立大学法人和歌山大学教職員給与規程(以下「給与規程」という。)附則第5項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定教職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教職員となった場合にあっては、特定教職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じ

て得た額)を俸給として支給する。

- 4 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける教職員(前項に規定する教職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 5 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 6 前3項の規定による俸給の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該俸給の額とする。
- 7 前4項の規定による俸給を支給される教職員に関する給与規程第14条、第30条第5項及び第34条第2項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と国立大学法人和歌山大学教職員給与規程の一部を改正する規程(法人和歌山大学規程第 号)附則第3項、第4項又は第5項の規定による俸給の額との合計額」とする。
- 8 切替日から平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条第2項	100分の6	100分の5
第22条第2項	30,000円	26,000円

- 9 切替日から平成28年3月31日までの間に教職員がその在勤する事業所を異にして異動した場合又は教職員の在勤する事業所が移転した場合における当該教職員に対する当該異動又は移転(以下「異動等」という。)に係る広域異動手当の支給に関する給与規程第18条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。
- 10 切替日前に教職員が在勤する事業所を異にして異動した場合又は教職員の在勤する事業所が移転した場合における当該教職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する給与規程第18条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。
- 11 大学院教育学研究科教職開発専攻(以下この項において「教職大学院」という。)設置の日から平成31年3月31日までの間、教職大学院に専任教員として配置される職員(専門職大学院設置基準(平成15年3月31日文科科学省令第16号)附則第2項の適用を受ける者を含む。)に対する第13条第3項の規定の適用については、別表第4中「大学院の研究科 (3)大学院担当教員((1)及び(2)に掲げる者を除く。)」1」とあるのは「大学院の研究科 (3)大学院担当教員((1)及び(2)に掲げる者を除く。)」1.5」とする。
- 12 第2項から第11項までに定めるもののほか、この規程の施行に関しては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成26年法律第105号)及び関係法令等に準じて実施するものとする。

附 則(平成27年4月1日一部改正:法人和歌山大学規程第1663号)
この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月26日一部改正:法人和歌山大学規程第1742号)
この改正規程は、平成28年3月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成28年3月25日一部改正:法人和歌山大学規程第1774号)
この改正規程は平成28年4月1日から施行する。

教職員給与規程

附 則（平成28年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1826号）

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月27日一部改正：法人和歌山大学規程第1875号）

- 1 この改正規程は、平成29年1月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（平成29年1月27日一部改正：法人和歌山大学規程第1876号）

この改正規程は、平成29年1月27日から施行する。

附 則（平成29年3月8日一部改正：法人和歌山大学規程第1945号）

- 1 この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第19条第1項ただし書の規定は適用せず、第19条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものにあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（教職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（教職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」とする。
- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第19条第1項ただし書の規定は適用せず、第19条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものにあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「前項第2号」とする。
- 4 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、第19条第1項ただし書の規定は適用せず、第19条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8級以上」とする。

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1958号）

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月31日一部改正：法人和歌山大学規程第2019号）

- 1 この改正規程は、平成30年1月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（平成30年1月31日一部改正：法人和歌山大学規程第2020号）

- 1 この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 平成30年4月1日において37歳に満たない教職員のうち、平成27年1月1日の給与規程第12条の規定により昇給した教職員その他当該教職員との権衡上必要があると認められる教職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成30年3月19日一部改正：法人和歌山大学規程第2039号）

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2074号）

この改正規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（平成31年1月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2100号）

- 1 この改正規程は、平成31年1月30日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
2 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（平成31年1月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2101号）

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2128号）

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月25日一部改正：法人和歌山大学規程第2196号）

- 1 この改正規程は、令和元年12月25日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
2 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（令和元年12月25日一部改正：法人和歌山大学規程第2199号）

- 1 この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。
2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の国立大学法人和歌山大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第20条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であつて、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っている教職員のうち、次の各号のいずれかに該当する教職員（別に定める教職員を除く。）に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の給与規程第20条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の給与規程第20条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる教職員

(2) 旧手当額から改正後の給与規程第20条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる教職員

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関しては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第51号）に準じて実施するものとする。

附 則（令和2年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2247号）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2312号）

この改正規程は、令和2年12月1日から施行する。

教職員給与規程

附 則（令和2年11月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2316号）

この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2359号）

この改正規程は、令和3年6月28日から施行する。

附 則（令和4年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2425号）

- 1 この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第30条第1項、第2項の改正及び附則第2項については、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（第208回国会）」が成立し、施行される日から施行する。
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規程第30条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、127.5分の15（特定幹部教職員にあっては、107.5分の15）を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

附 則（令和4年9月7日一部改正：法人和歌山大学規程第2474号）

この改正規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年11月25日一部改正：法人和歌山大学規程第2481号）

- 1 この改正規程は、令和4年11月25日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（令和4年11月25日一部改正：法人和歌山大学規程第2482号）

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2596号）

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2651号）

この改正規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和5年12月8日一部改正：法人和歌山大学規程第2687号）

- 1 この改正規程は令和5年12月8日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 当分の間、教職員の俸給月額は、当該教職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該教職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第8条から第12条の規定により当該教職員の属する職務の級及び受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 3 前項の規定は、教育職俸給表（一）の適用を受ける教職員（但し、国立大学法人和歌山大学教職員の定員等に関する規程第3条第3項に規定する教務職員を除く）及び就業規則第34条の4第1項又は第2項の規定により就業規則第34条の2に規定する異動日を変更された管理監督職を占める教職員には適用しない。
- 4 第2項の規定の適用を受ける教職員の俸給の調整額及び義務教育等教員特別手当（以下「対象手当」という。）の月額は、当該教職員に適用される対象手当の額に、それぞれ100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、

50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

- 5 就業規則第34条の2の規定により管理監督職以外の職への降任等をされた教職員であって、特定日に附則第2項の規定により当該教職員の受ける俸給月額（以下「特定日俸給月額」という。）が当該管理監督職以外の職への降任等をされた日の前日に当該教職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる教職員には、当分の間、特定日以後、特定日俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。
- 6 前項の規定は、国等の機関、他の国立大学法人等、地方公共団体等又は公立学校等において、本学の管理監督職に相当する職にあった者で、人事交流により引き続き本学の教職員となった者について準用することができる。
- 7 附則第5項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される教職員の受ける特定日俸給月額との合計額が当該教職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における附則第5項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは「当該教職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該教職員が受ける特定日俸給月額」と読み替えて適用する。
- 8 附則第5項の規定による俸給を支給される教職員に対する第30条及び第31条の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と法人和歌山大学規程第2687号附則第5項の規定による俸給の額との合計額」と読み替えて適用する。

附 則（令和6年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2713号）

この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 一般職俸給表(第8条関係)

イ 一般職俸給表(一)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900	
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		

43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600		
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500		
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800		
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100		
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300		
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600		
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900		
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100		
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300		
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600		
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900		
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100		
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300		
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600		
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900		
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100		
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300		
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600		
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900		
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100		
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300		
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300			
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600			
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800			
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000			
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300			
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600			

92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800				
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000				
94		295,900	343,600						
95		296,200	344,100						
96		296,600	344,500						
97		296,800	344,700						
98		297,100	345,100						
99		297,500	345,500						
100		297,900	345,800						
101		298,100	346,100						
102		298,400	346,500						
103		298,800	346,900						
104		299,100	347,300						
105		299,300	347,800						
106		299,600	348,200						
107		300,000	348,600						
108		300,300	349,000						
109		300,500	349,500						
110		300,900	349,900						
111		301,300	350,200						
112		301,600	350,500						
113		301,800	351,000						
114		302,000							
115		302,300							
116		302,700							
117		302,900							
118		303,100							
119		303,400							
120		303,700							
121		304,100							
122		304,300							
123		304,600							
124		304,900							
125		305,200							

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。

ロ 一般職俸給表(二)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900

44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
70	221,100	255,100	284,300	312,300	
71	221,400	255,500	285,100	312,800	
72	221,700	255,800	285,800	313,300	
73	221,900	256,000	286,500	313,600	
74	222,300	256,300	287,200	314,100	
75	222,600	256,700	287,900	314,600	
76	223,000	257,100	288,700	315,000	
77	223,200	257,400	289,200	315,200	
78	223,700	257,800	289,700	315,500	
79	224,000	258,200	290,100	315,800	
80	224,300	258,600	290,500	316,100	
81	224,600	258,900	290,900	316,400	
82	224,900	259,200	291,300	316,700	
83	225,200	259,500	291,800	317,000	
84	225,500	259,700	292,300	317,300	
85	225,800	259,900	292,600	317,500	
86	226,100	260,100	293,100	317,900	
87	226,400	260,400	293,700	318,200	
88	226,700	260,700	294,200	318,400	
89	227,000	260,900	294,500	318,600	
90	227,400	261,100	295,000	318,900	
91	227,700	261,400	295,500	319,200	

92	228,000	261,600	295,800	319,500
93	228,200	261,900	296,200	319,700
94	228,500	262,200	296,700	320,000
95	228,800	262,500	297,200	320,300
96	229,100	262,700	297,700	320,500
97	229,300	262,900	298,000	320,700
98	229,600	263,200	298,400	321,000
99	229,800	263,400	298,900	321,300
100	230,100	263,700	299,400	321,500
101	230,400	264,000	299,800	321,700
102	230,600	264,200	300,200	
103	230,900	264,500	300,500	
104	231,200	264,800	300,800	
105	231,500	265,000	301,100	
106	232,000	265,200	301,500	
107	232,300	265,500	301,900	
108	232,600	265,700	302,300	
109	232,800	266,000	302,600	
110	233,200	266,300	303,000	
111	233,600	266,600	303,400	
112	233,900	266,800	303,700	
113	234,100	267,000	303,900	
114	234,600	267,300	304,200	
115	235,100	267,500	304,500	
116	235,600	267,700	304,700	
117	235,900	268,000	304,900	
118	236,300	268,300	305,200	
119	236,700	268,600	305,500	
120	237,000	268,900	305,700	
121	237,400	269,100	305,900	
122		269,300	306,200	
123		269,600	306,500	
124		269,900	306,700	
125		270,100	306,900	
126		270,300	307,200	
127		270,600	307,500	
128		270,900	307,700	
129		271,100	307,900	
130		271,300	308,200	
131		271,600	308,500	
132		271,900	308,700	
133		272,100	308,900	
134		272,300		
135		272,600		
136		272,900		
137		273,100		

備考 この表は、技能・労務の業務に従事する職員に適用する。

別紙第2 教育職俸給表(第8条関係)

イ 教育職俸給表(一)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	190,900	233,100	290,700	335,600	410,200	535,900
2	193,000	235,400	293,300	338,500	412,500	538,900
3	195,100	237,600	295,700	341,500	414,600	542,000
4	197,100	239,600	298,000	344,500	416,700	545,100
5	199,000	241,700	300,300	347,400	418,600	548,100
6	201,400	243,400	302,600	349,800	421,000	550,500
7	203,900	245,100	304,700	352,300	423,200	553,000
8	206,300	246,900	306,900	354,700	425,500	555,400
9	208,700	249,000	309,200	357,200	427,200	557,700
10	211,100	251,300	311,600	359,800	429,700	559,500
11	213,500	253,600	314,000	362,400	431,900	561,400
12	215,800	255,600	316,400	365,200	434,100	563,300
13	217,900	257,700	318,700	367,800	435,500	565,000
14	219,800	260,100	320,700	369,500	437,700	566,400
15	221,500	262,400	322,700	371,700	439,900	567,700
16	223,300	264,700	324,400	373,900	442,200	568,900
17	225,300	266,600	326,400	375,600	444,300	570,200
18	226,700	269,400	328,200	377,600	446,600	571,000
19	228,000	272,200	330,000	379,600	448,800	571,700
20	229,400	274,900	331,700	381,400	451,100	572,400
21	230,900	277,600	333,100	383,200	453,100	573,200
22	232,700	280,200	335,500	384,700	455,400	
23	234,500	282,700	337,600	385,900	457,800	
24	236,100	285,100	339,800	387,100	460,100	
25	237,900	287,500	341,600	388,200	462,100	
26	240,000	290,000	343,500	389,900	464,200	
27	242,000	292,400	345,600	391,600	466,300	
28	244,000	294,900	347,700	393,300	468,400	
29	245,800	297,300	349,600	395,000	470,400	
30	247,700	299,600	351,500	396,600	472,700	
31	249,700	301,800	353,300	398,000	474,900	
32	251,700	304,000	355,000	399,300	476,800	
33	253,600	306,200	356,900	400,900	478,700	
34	255,000	308,400	358,500	402,500	480,800	
35	256,300	310,900	360,000	404,000	483,000	
36	257,600	313,100	361,400	405,700	485,000	
37	258,900	315,400	362,800	406,800	487,100	
38	260,200	316,700	364,800	408,300	489,100	
39	261,500	318,300	366,700	409,800	491,000	
40	262,900	319,700	368,400	411,000	492,900	
41	264,600	321,100	370,100	411,900	494,900	
42	266,200	321,500	371,900	413,500	496,800	
43	267,600	321,900	373,500	415,000	498,500	
44	269,000	322,300	374,900	416,600	500,400	
45	270,200	322,900	376,600	417,900	502,300	

46	271,700	323,400	378,300	419,400	504,100
47	273,300	324,200	379,800	420,800	505,900
48	274,600	325,000	381,300	422,300	507,700
49	275,700	325,600	382,800	423,600	509,400
50	276,200	326,300	384,400	424,800	511,100
51	276,600	327,000	385,900	426,100	512,900
52	277,200	327,700	387,500	427,300	514,800
53	277,600	328,700	388,600	428,000	516,300
54	278,000	329,400	390,100	428,900	517,900
55	278,300	329,800	391,500	429,800	519,600
56	278,700	330,400	393,100	430,700	521,200
57	279,100	330,800	394,400	431,500	522,800
58	279,900	331,500	395,800	432,400	524,100
59	280,700	332,200	397,100	433,300	525,400
60	281,500	332,800	398,400	434,100	526,600
61	282,200	333,500	399,600	434,800	527,800
62	283,100	334,400	401,000	435,700	528,800
63	283,900	335,300	402,400	436,700	529,800
64	284,700	336,100	403,800	437,600	530,800
65	285,400	336,800	404,800	438,500	531,400
66	286,000	337,800	405,900	439,400	532,300
67	286,800	338,500	406,900	440,400	533,200
68	287,500	339,500	408,000	441,300	534,100
69	287,900	340,100	408,900	442,300	535,000
70	288,600	341,000	409,700	443,300	535,800
71	289,300	341,900	410,500	444,200	536,500
72	290,000	342,800	411,200	445,200	537,000
73	290,700	343,100	411,900	446,200	537,700
74	291,600	344,100	412,800	447,100	538,200
75	292,500	345,100	413,600	448,000	539,000
76	293,300	346,100	414,300	449,000	539,600
77	293,800	347,100	414,900	449,800	540,100
78	294,700	348,000	415,400	450,300	540,700
79	295,600	348,900	415,800	451,000	541,300
80	296,400	349,800	416,200	451,600	541,900
81	297,200	350,700	416,500	452,400	542,500
82	298,100	351,600	416,900	453,100	
83	298,900	352,500	417,200	453,400	
84	299,700	353,400	417,600	454,000	
85	300,200	354,000	417,900	454,400	
86	301,000	354,600	418,300	454,800	
87	301,800	355,200	418,700	455,200	
88	302,600	355,800	419,100	455,500	
89	303,200	356,300	419,400	455,800	
90	303,800	356,700	419,800	456,200	
91	304,400	357,100	420,200	456,600	
92	305,000	357,500	420,500	456,900	
93	305,600	357,900	420,800	457,200	
94	306,200	358,300	421,200	457,600	
95	306,800	358,800	421,500	457,900	

96	307,400	359,200	421,800	458,200		
97	307,900	359,800	422,100	458,500		
98	308,500	360,300	422,500	458,900		
99	309,100	360,700	422,800	459,200		
100	309,700	361,200	423,100	459,500		
101	310,000	361,600	423,400	459,800		
102	310,300	362,100	423,800			
103	310,600	362,400	424,100			
104	310,900	362,800	424,400			
105	311,200	363,300	424,700			
106	311,500	363,700	425,000			
107	311,800	364,200	425,300			
108	312,000	364,700	425,600			
109	312,400	365,100	425,900			
110	312,700	365,600	426,200			
111	313,100	366,100	426,500			
112	313,500	366,500	426,800			
113	313,800	366,900	427,100			
114	314,200	367,300	427,400			
115	314,500	367,800	427,700			
116	314,800	368,200	428,000			
117	315,000	368,600	428,200			
118	315,300	369,000				
119	315,700	369,500				
120	316,100	369,900				
121	316,300	370,200				
122	316,600	370,600				
123	317,000	371,100				
124	317,400	371,400				
125	317,600	371,800				
126	317,800	372,300				
127	318,100	372,800				
128	318,500	373,200				
129	318,700	373,600				
130	319,000	374,100				
131	319,400	374,600				
132	319,600	375,100				
133	319,800	375,600				
134	320,100	376,100				
135	320,500	376,600				
136	320,700	377,100				
137	320,900	377,600				
138	321,100	378,100				
139	321,300	378,600				
140	321,600	379,100				
141	322,000	379,600				
142	322,300					
143	322,600					
144	322,900					
145	323,300					

146	323,600				
147	323,800				
148	324,100				
149	324,500				
150	324,800				
151	325,100				
152	325,300				
153	325,600				
154	325,900				
155	326,200				
156	326,500				
157	326,700				

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教、助手、教務職員(1級)に適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円
1	177,200	219,700	337,600	418,700
2	178,700	221,400	339,600	420,500
3	180,300	222,900	341,600	422,300
4	181,800	224,400	343,600	423,900
5	183,400	226,100	345,600	425,400
6	185,300	227,400	347,200	426,900
7	187,100	228,600	348,800	428,700
8	189,000	229,900	350,300	430,500
9	190,700	231,600	351,800	432,200
10	192,800	233,300	353,800	434,000
11	194,800	235,000	355,800	435,900
12	196,800	236,600	357,700	437,700
13	198,800	238,100	359,600	439,400
14	200,900	240,100	361,500	441,300
15	203,000	242,000	363,300	443,100
16	205,100	243,900	364,900	445,000
17	207,300	245,600	366,500	446,700
18	209,400	248,000	368,300	448,500
19	211,600	250,400	370,100	450,300
20	213,500	252,800	371,900	452,100
21	215,700	255,200	373,500	453,700
22	217,300	257,600	375,400	455,400
23	218,800	259,900	377,100	457,300
24	220,300	262,100	378,800	459,000
25	221,800	264,300	380,100	460,700
26	223,000	266,500	381,900	462,300
27	224,200	268,900	383,700	463,900
28	225,500	271,000	385,600	465,400
29	226,800	273,300	387,400	466,900
30	228,300	275,600	389,200	468,200
31	229,900	277,800	391,100	469,500
32	231,300	279,900	393,000	470,800
33	232,700	282,000	394,600	472,000
34	234,400	284,200	396,300	472,700
35	236,200	286,300	397,900	473,400
36	237,700	288,200	399,600	474,100
37	239,100	290,300	400,800	474,700
38	240,600	292,000	402,200	
39	242,100	293,800	403,600	
40	243,600	295,500	405,000	
41	245,000	296,800	406,600	
42	246,300	298,800	408,000	
43	247,500	300,700	409,300	
44	248,600	302,700	410,700	
45	249,700	304,700	412,100	
46	250,900	306,800	413,400	
47	252,100	309,000	414,900	

48	253,100	311,200	416,400
49	254,200	313,300	418,000
50	255,500	315,600	419,400
51	256,700	317,800	421,000
52	258,000	319,900	422,500
53	259,100	322,000	424,200
54	260,300	323,500	425,700
55	261,600	325,000	427,300
56	262,600	326,500	428,900
57	263,700	328,200	430,400
58	264,400	330,200	431,900
59	265,400	332,200	433,100
60	266,400	334,100	434,300
61	267,300	335,900	435,500
62	268,100	337,900	436,800
63	268,900	339,900	438,100
64	269,700	341,800	439,300
65	270,800	343,500	440,500
66	272,100	345,500	441,700
67	273,400	347,500	442,900
68	274,700	349,500	444,100
69	275,900	351,300	445,300
70	277,100	353,200	446,500
71	278,300	355,100	447,700
72	279,500	357,000	448,900
73	280,500	358,600	450,000
74	281,500	360,500	450,600
75	282,500	362,300	451,100
76	283,400	364,200	451,600
77	284,300	366,000	452,100
78	285,200	367,700	
79	286,100	369,300	
80	287,000	370,900	
81	287,800	372,300	
82	288,900	373,800	
83	289,900	375,200	
84	290,900	376,500	
85	291,900	377,600	
86	292,900	379,000	
87	293,900	380,400	
88	294,900	381,700	
89	296,000	382,900	
90	297,100	384,200	
91	298,200	385,300	
92	299,200	386,500	
93	299,700	387,700	
94	300,700	388,800	
95	301,800	390,000	
96	303,000	391,200	
97	304,000	392,600	
98	305,100	393,600	

99	306,100	394,600
100	307,100	395,600
101	307,900	396,500
102	309,000	397,500
103	310,000	398,600
104	311,000	399,700
105	311,600	400,400
106	312,500	401,300
107	313,300	402,200
108	314,100	403,100
109	314,800	403,900
110	315,200	404,800
111	315,600	405,600
112	316,100	406,400
113	316,600	407,000
114	317,000	407,700
115	317,500	408,400
116	317,900	409,100
117	318,400	409,700
118	318,900	410,200
119	319,300	410,600
120	319,800	411,000
121	320,300	411,300
122	320,700	411,600
123	321,200	411,900
124	321,700	412,100
125	322,300	412,300
126	322,600	412,600
127	322,900	412,900
128	323,200	413,100
129	323,400	413,300
130	323,700	413,600
131	324,000	413,900
132	324,300	414,100
133	324,500	414,300
134	324,700	414,600
135	324,900	414,900
136	325,200	415,100
137	325,500	415,300
138	325,700	415,600
139	326,000	415,900
140	326,300	416,100
141	326,500	416,300
142	326,700	416,600
143	327,000	416,900
144	327,200	417,100
145	327,500	417,300
146	327,700	
147	328,000	
148	328,300	

149	328,500		
150	328,700		
151	329,000		
152	329,300		
153	329,500		

備考(一) この表は、教育学部附属特別支援学校に勤務する副校長、教諭、養護教諭、栄養教諭に適用する。

(二) この表の適用を受ける教員のうち、その職務の級が3級である教員の俸給月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職俸給表(三)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円
1	177,200	193,400	303,200	408,500
2	178,700	195,500	305,800	410,000
3	180,300	197,600	308,600	411,500
4	181,800	199,800	311,000	412,900
5	183,400	201,900	313,300	414,200
6	185,300	204,000	315,400	415,600
7	187,100	206,100	317,500	417,000
8	189,000	208,200	319,600	418,400
9	190,700	210,400	321,600	419,800
10	192,800	212,800	323,800	421,200
11	194,800	215,100	326,100	422,600
12	196,800	217,300	328,400	423,900
13	198,800	219,700	330,600	425,200
14	200,900	221,400	332,400	426,600
15	203,000	222,900	334,200	428,000
16	205,100	224,400	335,900	429,400
17	207,300	226,100	337,600	430,600
18	209,400	227,400	339,600	431,900
19	211,600	228,600	341,600	433,100
20	213,500	229,900	343,600	434,400
21	215,700	231,600	345,600	435,500
22	217,300	233,300	347,200	436,700
23	218,800	235,000	348,800	438,000
24	220,300	236,600	350,300	439,300
25	221,800	238,100	351,800	440,600
26	222,900	240,100	353,600	441,800
27	224,000	242,000	355,300	442,800
28	225,200	243,900	357,000	443,900
29	226,700	245,600	358,600	445,100
30	228,200	248,000	360,200	445,900
31	229,700	250,400	361,800	446,700
32	231,200	252,800	363,300	447,600
33	232,500	255,200	364,600	448,500
34	234,100	257,600	366,100	449,000
35	235,800	259,900	367,600	449,500
36	237,200	262,100	369,300	450,000
37	238,500	264,300	371,000	450,500
38	239,900	266,500	372,500	
39	241,300	268,900	373,800	
40	242,700	271,000	375,200	
41	244,000	273,300	376,300	
42	245,300	275,600	377,700	
43	246,500	277,800	379,100	
44	247,800	279,900	380,600	
45	249,100	282,000	382,000	
46	250,400	284,200	383,600	
47	251,600	286,300	385,100	

48	252,700	288,200	386,600
49	253,800	290,300	387,900
50	255,100	292,000	389,400
51	256,400	293,800	390,800
52	257,400	295,500	392,100
53	258,500	296,800	393,300
54	259,900	298,800	394,600
55	260,900	300,700	395,700
56	261,900	302,700	396,800
57	262,900	304,700	398,000
58	263,900	306,800	399,200
59	264,900	309,000	400,400
60	265,900	311,200	401,600
61	266,800	313,300	402,700
62	267,500	315,600	403,700
63	268,200	317,800	405,000
64	268,800	319,900	406,200
65	269,500	322,000	407,400
66	270,700	323,500	408,500
67	271,800	325,000	409,600
68	272,900	326,500	410,700
69	274,200	328,200	411,700
70	275,600	330,200	412,900
71	276,800	332,200	414,100
72	278,000	334,100	415,300
73	278,800	335,900	415,900
74	279,700	337,900	416,700
75	280,700	339,800	417,400
76	281,700	341,700	417,900
77	282,600	343,400	418,200
78	283,600	345,200	418,600
79	284,700	346,900	419,000
80	285,500	348,600	419,400
81	286,300	350,400	419,700
82	287,100	352,100	420,100
83	287,900	353,500	420,500
84	288,700	355,100	420,800
85	289,600	356,300	421,100
86	290,400	357,900	421,500
87	291,100	359,400	421,900
88	291,900	360,900	422,200
89	292,800	362,200	422,500
90	293,700	363,500	422,800
91	294,600	364,800	423,100
92	295,300	366,200	423,300
93	295,600	367,600	423,500
94	296,300	368,900	
95	297,000	370,100	
96	297,700	371,200	
97	298,400	372,200	
98	299,200	373,200	

99	300,000	374,200
100	300,700	375,100
101	301,400	375,900
102	301,800	376,900
103	302,200	377,800
104	302,600	378,700
105	302,800	379,500
106	303,100	380,400
107	303,400	381,300
108	303,600	382,200
109	303,800	383,000
110	304,000	384,000
111	304,300	384,900
112	304,600	385,800
113	304,800	386,400
114	305,000	387,300
115	305,200	388,200
116	305,500	389,100
117	305,800	389,900
118	306,000	390,600
119	306,300	391,400
120	306,600	392,200
121	306,800	392,800
122	307,000	393,600
123	307,200	394,300
124	307,500	395,000
125	307,800	395,600
126		396,300
127		396,800
128		397,400
129		398,100
130		398,700
131		399,200
132		399,700
133		400,000
134		400,300
135		400,600
136		400,900
137		401,200
138		401,500
139		401,800
140		402,100
141		402,400
142		402,700
143		403,000
144		403,300
145		403,500
146		403,800
147		404,100
148		404,300
149		404,500

150		404,800	
151		405,100	
152		405,300	
153		405,500	
154		405,800	
155		406,100	
156		406,300	
157		406,500	

備考(一) この表は、教育学部附属小学校又は中学校に勤務する副校長、教諭、養護教諭、栄養教諭に適用する。

(二) この表の適用を受ける教員のうち、その職務の級が3級である教員の俸給月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 医療職俸給表(第8条関係)

イ 医療職俸給表(一)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400	438,600
2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000	441,200
3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600	443,700
4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200	446,300
5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500	448,700
6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200	451,200
7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800	453,700
8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500	456,200
9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600	458,600
10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800	461,000
11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000	463,600
12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200	466,000
13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200	468,500
14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200	470,000
15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200	471,300
16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200	472,600
17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000	473,800
18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900	475,100
19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800	476,400
20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600	477,700
21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400	478,900
22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000	480,300
23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600	481,700
24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100	482,900
25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600	484,300
26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900	485,600
27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200	487,000
28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500	488,400
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800	489,800
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000	490,900
31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200	492,000
32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300	493,100
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500	494,200
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700	495,100
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900	496,000
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100	496,900
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400	497,900
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200	
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600	
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300	
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800	
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200	

43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900		
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600		
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200		
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600		
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100		
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600		
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100		
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700		
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200		
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800		
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400		
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900		
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400		
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900		
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400		
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700		
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200		
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600		
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000		
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400		
86		290,700	326,500	347,300			
87		290,900	326,700	347,600			
88		291,100	327,000	347,900			
89		291,500	327,400	348,300			
90		291,700	327,800	348,600			
91		291,900	328,200	349,000			

92		292,100	328,600	349,300			
93		292,500	328,900	349,700			
94		292,700	329,100	350,000			
95		292,900	329,500	350,300			
96		293,200	329,800	350,600			
97		293,500	330,000	350,900			
98		293,700	330,300	351,300			
99		293,900	330,600	351,700			
100		294,200	330,900	352,100			
101		294,500	331,100	352,600			
102		294,700	331,400	353,000			
103		294,900	331,800	353,400			
104		295,200	332,000	353,800			
105		295,500	332,200	354,300			
106			332,400				
107			332,800				
108			333,000				
109			333,200				
110			333,600				
111			334,000				
112			334,400				
113			334,600				

備考 この表は、教育学部附属小学校又は教育学部附属特別支援学校に勤務する栄養士に適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400

44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700		
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000		
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400		
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900		

92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	
102	289,900	320,800	353,300	371,400	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	
105	292,100	322,300	354,500	372,900	
106	292,600	322,800	355,000	373,400	
107	293,100	323,300	355,400	373,900	
108	293,500	323,800	355,700	374,400	
109	293,700	324,200	356,200	375,000	
110	294,000	324,600	356,700	375,400	
111	294,200	324,900	357,200	375,900	
112	294,500	325,200	357,700	376,400	
113	294,800	325,500	358,200	377,000	
114	295,000	325,900	358,700		
115	295,300	326,300	359,200		
116	295,500	326,600	359,600		
117	295,800	326,800	360,000		
118	296,100	327,100	360,400		
119	296,400	327,500	360,900		
120	296,700	327,700	361,400		
121	297,000	327,900	361,800		
122	297,400	328,200	362,300		
123	297,700	328,500	362,800		
124	298,100	328,800	363,300		
125	298,300	329,000	363,600		
126	298,500	329,300			
127	298,800	329,700			
128	299,200	329,900			
129	299,400	330,100			
130	299,700	330,300			
131	300,100	330,700			
132	300,500	330,900			
133	300,700	331,200			
134	301,000	331,600			
135	301,400	332,000			
136	301,700	332,400			
137	301,900	332,700			
138	302,200	333,100			
139	302,600	333,500			

140	302,900	333,900				
141	303,100	334,200				
142	303,500	334,600				
143	303,900	334,900				
144	304,200	335,300				
145	304,400	335,600				
146	304,600	336,000				
147	304,900	336,400				
148	305,300	336,800				
149	305,500	337,100				
150	305,700	337,500				
151	306,000	337,900				
152	306,300	338,300				
153	306,700	338,600				
154	306,900					
155	307,100					
156	307,400					
157	307,700					
158	308,000					
159	308,300					
160	308,600					
161	309,000					
162	309,300					
163	309,600					
164	309,900					
165	310,300					
166	310,600					
167	310,900					
168	311,200					
169	311,600					

備考 この表は、保健センターに勤務する保健師及び看護師に適用する。

別表第4（第13条関係）

勤務箇所	教 職 員	調 整
大 学 院 の 研 究 科	(1) 教授、准教授、講師又は助教で大学院の研究科の授業を常時担当する者及びこれに準ずるもの（以下「大学院担当教員」という。）のうち博士課程を担当する者で主任として博士後期課程の学生（4人以上に限る。）に対する研究指導に従事する者	3
	(2) 大学院担当教員のうち博士課程を担当する者（(1)に掲げる者及び観光学研究科において博士前期課程のみ担当する者を除く。）	2
	(3) 大学院担当教員（(1)及び(2)に掲げる者を除く。）	1
	(4) 大学院研究科に在学する学生の指導に従事する助教又は助手	
特別支援学校	特殊教育に直接従事することを本務とする副校長、教諭、養護教諭及び栄養教諭	2

別表第5（第13条関係）

イ 教育職俸給表（一）

職務の級	調 整 基 本 額
2 級	10,500円
3 級	11,900円
4 級	12,700円
5 級	15,000円
6 級	16,300円

ロ 教育職俸給表（二）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,000円
2 級	11,100円
3 級	11,900円 (別表第2ロの備考(二)に定める教員にあつては、12,200円)
4 級	13,100円

教職員給与規程

別表第5の2（第13条関係）

イ 教育職俸給表（一）

職務の級	号俸	調整基本額
2級	1号俸	10,489円

ロ 教育職俸給表（二）

職務の級	号俸	調整基本額
1級	1号俸	7,974円
	2号俸	8,041円
	3号俸	8,113円
	4号俸	8,181円
	5号俸	8,253円
	6号俸	8,338円
	7号俸	8,419円
	8号俸	8,505円
	9号俸	8,581円
	10号俸	8,676円
	11号俸	8,766円
	12号俸	8,856円
	13号俸	8,946円
2級	1号俸	9,886円
	2号俸	9,963円
	3号俸	10,030円
	4号俸	10,098円
	5号俸	10,174円
	6号俸	10,233円
	7号俸	10,287円
	8号俸	10,345円
	9号俸	10,422円
	10号俸	10,498円
	11号俸	10,575円
	12号俸	10,647円
	13号俸	10,714円
	14号俸	10,804円
	15号俸	10,890円
16号俸	10,975円	
17号俸	11,052円	

別表第6（第15条関係）

職名	区分	支給額	備考
事務局長	I種	93,000円	
監査室長、課長、参事役	III種	60,000円	
評議員、学長補佐	V種	55,000円	
副学長、副理事、学系長、事務局次長	IV種	65,000円	
理事補佐	VII種	20,000円	
学部長、学環長	II種	90,000円	
副学部長、副学環長	V種	55,000円	
学部長補佐	VI種	40,000円	
専攻長	VI種	40,000円	教育学研究科教職開発専攻及び観光学研究科観光地域マネジメント専攻長に限る。
学科長	VI種	40,000円	
基幹及び機構の附属機関の長	VII種	20,000円	
機構に置く教職連携組織の長	VII種	20,000円	教育機構に置く教養教育部門長に限る。
	VIII種	10,000円	教育機構に置くデータ・インテリジェンス教育研究部門及びキャリア教育・支援部門の長に限る。
機構の附属機関に置く附属組織の長	VII種	20,000円	教育機構学術情報センターに置く図書館の図書館長に限る。
運営支援組織の長	VIII種	10,000円	
附属学校長	IV種	65,000円	
小学校及び中学校副校長	III種	65,000円	3級の者については、64,000円
特別支援学校副校長	IV種	56,000円	3級の者については、54,000円
特別支援学校主事	VI種	33,000円	

別表第7（第16条関係）

期間の区分		手当の額
	1年未満	51,100円
1年以上	2年未満	51,100
2年以上	3年未満	51,100
3年以上	4年未満	51,100
4年以上	5年未満	51,100
5年以上	6年未満	51,100
6年以上	7年未満	49,300
7年以上	8年未満	47,500
8年以上	9年未満	45,700
9年以上	10年未満	43,900

教職員給与規程

10年以上	11年未満	42,100
11年以上	12年未満	40,300
12年以上	13年未満	38,500
13年以上	14年未満	36,700
14年以上	15年未満	35,300
15年以上	16年未満	33,900
16年以上	17年未満	32,500
17年以上	18年未満	31,100
18年以上	19年未満	29,700
19年以上	20年未満	28,300
20年以上	21年未満	26,900
21年以上	22年未満	26,300
22年以上	23年未満	25,700
23年以上	24年未満	24,700
24年以上	25年未満	24,100
25年以上	26年未満	23,500
26年以上	27年未満	22,900
27年以上	28年未満	22,300
28年以上	29年未満	21,500
29年以上	30年未満	21,200
30年以上	31年未満	20,800
31年以上	32年未満	20,200
32年以上	33年未満	19,300
33年以上	34年未満	18,400
34年以上	35年未満	17,700

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用日の以後の期間を示す。

別表第8（第17条関係）

教育職俸給表(二)の適用を受ける者

職務の級 号棒	1級	2級	3級	4級
	円	円	円	円
1～4	5,000	6,300	12,800	17,100
5～8	5,200	6,600	13,200	17,500
9～12	5,400	7,000	13,600	17,900
13～16	5,600	7,300	14,000	18,300
17～20	5,900	7,600	14,400	18,700
21～24	6,200	7,900	14,800	19,000
25～28	6,500	8,300	15,100	19,400
29～32	6,800	8,900	15,500	19,600
33～36	7,100	9,300	15,900	19,900
37	7,400	9,700	16,300	20,200
38～40	7,400	9,700	16,300	
41～44	7,700	10,500	16,700	
45～48	8,000	10,900	17,100	
49～52	8,300	11,300	17,400	

53～56	8,600	12,100	17,700	
57～60	8,800	12,500	18,000	
61～64	9,100	12,900	18,300	
65～68	9,400	13,300	18,500	
69～72	9,700	13,700	18,700	
73～76	9,900	14,000	18,900	
77	10,200	14,400	19,100	
78～80	10,200	14,400		
81～84	10,400	14,700		
85～88	10,600	15,000		
89～92	10,800	15,400		
93～96	11,000	15,700		
97～100	11,200	16,000		
101～104	11,400	16,300		
105～108	11,500	16,500		
109～112	11,600	16,800		
113～116	11,700	17,000		
117～120	11,900	17,200		
121～124	12,000	17,400		
125～128	12,100	17,600		
129～132	12,300	17,700		
133～136	12,400	17,800		
137～140	12,500	17,900		
141～144	12,600	17,900		
145	12,800	17,900		
146～148	12,800			
149～152	12,900			
153	13,000			

教育職俸給表(三)の適用を受ける者

職務の級 号棒	1級	2級	3級	4級
	円	円	円	円
1～4	5,000	5,400	10,700	17,100
5～8	5,200	5,700	11,100	17,500
9～12	5,400	6,000	11,500	17,900
13～16	5,600	6,300	12,400	18,300
17～20	5,900	6,600	12,800	18,700
21～24	6,200	7,000	13,200	19,000
25～28	6,500	7,300	13,600	19,400

教職員給与規程

29～32	6,800	7,600	14,000	19,600
33～36	7,100	7,900	14,400	19,900
37	7,400	8,300	14,800	20,200
38～40	7,400	8,300	14,800	
41～44	7,700	8,900	15,100	
45～48	8,000	9,300	15,500	
49～52	8,300	9,700	15,900	
53～56	8,600	10,500	16,300	
57～60	8,800	10,900	16,700	
61～64	9,100	11,300	17,100	
65～68	9,400	12,100	17,400	
69～72	9,700	12,500	17,700	
73～76	9,900	12,900	18,000	
77～80	10,200	13,300	18,300	
81～84	10,400	13,700	18,500	
85～88	10,600	14,000	18,700	
89～92	10,800	14,400	18,900	
93	11,000	14,700	19,100	
94～96	11,000	14,700		
97～100	11,200	15,000		
101～104	11,400	15,400		
105～108	11,500	15,700		
109～112	11,600	16,000		
113～116	11,700	16,300		
117～120	11,900	16,500		
121～124	12,000	16,800		
125	12,100	17,000		
126～128		17,000		
129～132		17,200		
133～136		17,400		
137～140		17,600		
141～144		17,700		
145～148		17,800		
149～157		17,900		

別表第8の2（第26条の2関係）

イ 学部及び学環の一般選抜入学試験（前期日程・後期日程）

業務の区分	手当の額
科目等主任	10,000円／期

学力検査問題作成委員	35,000円／期
面接委員	10,000円／期
実技検査委員	10,000円／期
採点委員	3,000円／時間

ロ 学部及び学環の特別選抜入学試験（学校推薦型、帰国子女、社会人、私費外国人、第3年次編入学〔一般、推薦〕、総合型）

業務の区分	手当の額
出題責任者	10,000円／選抜
筆記試験問題作成者	10,000円／選抜
面接委員	5,000円／選抜

ハ 大学院入学試験

業務の区分	手当の額
出題責任者	10,000円／選抜
筆記（実技）試験問題作成者	10,000円／選抜
面接委員	7,000円／選抜

ニ 再入学試験、転入学試験、編入学試験（ロに掲げる第3年次編入学〔一般、推薦〕を除く）

業務の区分	手当の額
出題責任者	10,000円／選抜
筆記試験問題作成者	10,000円／選抜
面接委員	5,000円／選抜

- 備考（一） イ～ハの入学試験について、2次募集等を行った場合には、その都度支給する。
- （二） ロ～ニの入学試験について、同一日において複数の選抜の同一業務を行う場合には、一選抜として支給する。
- （三） 一選抜内において、2次選考等の複数の選考を行った場合には、その選考毎に支給する。

別表第9（第29条関係）

区 分		支給額（実働時間が6時間を超える勤務）
管理教職員	I種適用者	10,000円（15,000円）
	II種適用者	8,500円（12,750円）
	III種適用者	7,000円（10,500円）
	IV種、V種及びVI種適用者	6,000円（9,000円）
	VII種適用者	4,000円（6,000円）

別表第9の2（第29条関係）

区 分		支給額
管理教職員	I種適用者	5,000円
	II種適用者	4,300円

教職員給与規程

	Ⅲ種適用者	3,500円
	Ⅳ種、Ⅴ種及びⅥ種適用者	3,000円
	Ⅶ種適用者	2,000円

別表第10（第30条関係）

在 職 期 間		割 合
6か月		100分の100
5か月以上	6か月未満	100分の80
3か月以上	5か月未満	100分の60
3か月未満		100分の30

別表第11（第30条関係）

俸 給 表	職 務 の 級		加算割合
一般職俸給表 (一)	8級以上		100分の20
	6級・7級		100分の15
	4級・5級		100分の10
	3級		100分の5
一般職俸給表 (二)	5級		100分の10
	4級		100分の5
	3級（自動車運 転手）	在級1年以上かつ経験年数2 0年（免許取得後）以上の者	
	3級（調理師）	在級1年以上かつ経験年数2 5年（中学卒）以上の者	
教育職俸給表 (一)	5級	学長が、特に必要と認める者	100分の20
		上記以外の者	100分の15
	4級	学長が、特に必要と認める者	100分の10
		上記以外の者	
	3級		100分の5
	2級	33号俸以上の者	
1級	93号俸以上の者		
教育職俸給表 (二)	4級		100分の15
	3級		100分の10
	2級	121号俸以上の者	
		49号俸以上の者	100分の5
教育職俸給表 (三)	4級		100分の15
	3級		100分の10
	2級	133号俸以上の者	
		61号俸以上の者	100分の5
医療職俸給表 (一)	6級以上		100分の15
	5級		100分の10
	4級・3級		100分の5

	2級	57号俸以上の者	
医療職俸給表 (二)	6級以上		100分の15
	5級・4級		100分の10
	3級		100分の5
	2級	65号俸以上の者	

別表第12 (第30条関係)

俸給表	管理職手当の支給区分	職務の級	加算割合
一般職俸給表 (一)	I種	7級以上	100分の15
	II種	7級以上	100分の10
教育職俸給表 (一)	I種	5級以上	100分の15
	II種	5級以上	100分の10

別表第13 (第31条関係)

勤務期間		期間率
6か月		100分の100
5か月15日以上	6か月未満	100分の95
5か月以上	5か月15日未満	100分の90
4か月15日以上	5か月未満	100分の80
4か月以上	4か月15日未満	100分の70
3か月15日以上	4か月未満	100分の60
3か月以上	3か月15日未満	100分の50
2か月15日以上	3か月未満	100分の40
2か月以上	2か月15日未満	100分の30
1か月15日以上	2か月未満	100分の20
1か月以上	1か月15日未満	100分の15
15日以上	1か月未満	100分の10
15日未満		100分の5
零		零